

土木工事書類作成マニュアル

添付資料

- | | |
|--------------------------|-------|
| 1. 土木工事書類一覧 | 添 1-1 |
| 2. 施工体制台帳の作成について | 添 2-1 |
| 3. 受注者の工事書類保存期間について | 添 3-1 |
| 4. 建設リサイクルについて | 添 4-1 |
| 5. 土砂の適正処理について | 添 5-1 |
| 6. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の仕組み | 添 6-1 |
| 7. 様式一覧 | 添 7-1 |

注) 添付資料4から6については建設リサイクル課の所管になります。

○ 土木工事書類一覧

種別	書類名称	書類作成の根拠	対象工事・工種 等	留意事項	チェックリスト	
					提出	提示
契約関係書類	現場代理人設置届	・工事請負契約約款(10条) ・工事執行規則(13条)	・全ての工事	-	○	
	主任技術者等設置届 経歴書、資格者証写し、雇用関係の証明書 等	・工事請負契約約款(10条) ・工事執行規則(14条) ・現場説明書(B3(3))			○	
	工程表	・工事執行規則(3条)			○	
	工事用材料検査申請書	・工事執行規則(16条)	・指定材料の品質確認一覧表の材料	・対象材料を一括申請 ・該当材料がない場合は提出	○	
	建設業退職金共済制度 ①建設業退職金共済関係提出書(様式1号) ②証紙購入状況報告書(様式2号) ③証紙貼付実績報告書(様式3号)	・現場説明書(B4)	・請負金額500万円以上の工事	・様式2号は契約締結後1月以内に提出 ・様式1号3号は工事完成時に提出	○	
施工計画	施工計画書	・共通仕様書(1-1-1-4)	・全ての工事	・簡易工事は一部省略可能	○	
	設計図書等との不一致等の確認について(約款第12号様式) 設計図書の照査確認資料	・工事請負契約約款(18条) ・共通仕様書(1-1-1-3)	・全ての工事	・差異がない場合は工事打合簿で提出	○	
	工事測量成果表	・共通仕様書(1-1-1-37)	・全ての工事	・差異がある場合は提出、ない場合は提示	○	○
	協議チェックシート	・電子納品運用ガイドライン<工事編>	・全ての工事	・施工計画書に添付	○	
	概算数量設計工種の設計(案)	・概数設計特記仕様書	・特記仕様書添付工事	-	○	
工事書類(工事着手前)	施工体制台帳(本紙) 工事担当技術者台帳 (その他添付資料(マニュアル1-16頁))	・共通仕様書(1-1-1-10) ・建設業法(24条) ・入契法(15条) ・現場説明書(B3(3)ア)	・下請契約を締結する工事	・下請契約金額に係わらず必要	○	
	施工体系図	・建設業法(24条) ・現場説明書(B3(3)ア)	・全ての工事	・下請契約がない場合は「下請契約なし」と記入して提出	○	
	使用材料の見本・品質証明資料	・共通仕様書(第2編第2節)	・設計図書に定められた材料	-	○	
	例)生コン配合報告書 AS混合物事前審査認定書 等	・共通仕様書(1-3-3-3) ・共通仕様書(3-2-6-3)	-	-	○	
	骨材の現認チェックシート	・レディーミキストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書(第6(1))	・特記仕様書添付工事	-	○	
その他	VE提案書(契約後VE時)	・契約後VE特記仕様書	・特記仕様書添付工事	-	○	
	コリンズ(CORINS)登録内容確認書	・共通仕様書(1-1-1-5) ・コリンズ(CORINS)への変更登録に関する特記仕様書	・請負金額500万円以上	・契約締結後、変更契約締結後、工事完成後10日以内(土日祝日を除く)に登録し提出 ・請負金額のみ変更する場合は変更登録不要、ただし3,500万円を超えて変更する場合は変更登録を行う。	○	
	官公庁等への手続き等	・共通仕様書(1-1-1-35)	・全ての工事	・許可、承諾等は提示 ・交渉等は事前に連絡、状況を報告	○	
	ディーゼル車の排ガス規制に伴う運行状況確認票	・現場説明書(B5(8)) ・神奈川県生活環境の保全等に関する条例(108条) 「報告を求めることができる」とあり「書面提出」と規定していない。	・ディーゼル車を使用する工事	・車検証のコピー不要	○	
工事書類(施工中～工事完成時)	工事打合簿(約款第2号様式)	・工事請負契約約款(9条) ・工事請負契約約款の運用基準(9条)	・全ての工事	・2部作成し、1部提出	○	
	材料検査(確認)願 (約款第24号様式)	・工事請負契約約款(13条)	・工事用材料検査申請書に記載した材料	-	○	
	段階確認書	・共通仕様書(3-1-1-5)	・段階確認一覧表の工種がある場合	-	○	
	確認・立会願	・共通仕様書(3-1-1-5)	・全ての工事	-	○	
	休日・夜間作業届	・共通仕様書(1-1-1-36)	・全ての工事	・口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡。ただし現道上の工事については「提出」	○	
安全管理	安全・訓練実施状況報告書	・共通仕様書(1-1-1-26)	・全ての工事	-	○	
	工事事故速報	・共通仕様書(1-1-1-29)	・全ての工事	・直ちに監督員に連絡	-	-
	工事事故報告書			・監督員が指定する期日までに提出	○	
	工事履行報告 (約款第23号様式)	・工事請負契約約款(11条) ・現場説明書(B6)	・全ての工事	・毎月5日まで提出	○	
	実施工程表		・全ての工事	・原則として提示 ・監督員が必要と認めたときは提出	○	○
工程管理	工事週間工程表		・協議により作成する場合	・毎週末にファックス又は電子メールで送付	-	-
	工事日報		・全ての工事	・提出不要	-	-

種別		書類名称	書類作成の根拠	対象工事・工種 等	留意事項	提出	提示	チェックリスト
						発注者	受注者	
品質管理	品質管理図表	・施工管理基準書（5(3)）	・管理が必要な工種 ①生コン品質、②AS 舗装品質 ③その他	・管理する測点数に係わらず作成	○			
	コンクリート品質管理表		・該当工種がある場合	・簡単な構造物については監督員との協議により省略可能	○			
	各種試験成績表	・共通仕様書(第2編第2節)	・全ての工事	—	○			
工事書類（施工中～工事完成時）	出来形管理図表	・施工管理基準書（5(2)）	・管理が必要な工種 ①幅員、②基準高、③ 厚さ、④法長、⑤その他	・管理する測点数に係わらず作成	○			
	出来形数量調書	・共通仕様書（3-1-1-6）	・全ての工事	—	○			
	出来形数量計算書	・共通仕様書（3-1-1-6）	・全ての工事	—	○			
	工事完成図（竣工図）	・共通仕様書（3-1-1-8）	・全ての工事	—	○			
	膜厚測定表		・該当工種がある場合	—	○			
	コアー厚測定管理図表		・該当工種がある場合	—	○			
写真管理	工事写真 ①施工状況 ②品質管理状況 ③出来形 ④施工前、完成 等	・共通仕様書（1-1-1-23） ・施工管理基準書（7(1)） ・写真管理基準	・全ての工事	・品質管理・出来形管理写真撮影箇所一覧表による	○			
	その他	骨材の現認チェックシート	・レディーミクストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書（第2(2)）	・特記仕様書添付工事	—	○		
建設副産物	現場発生品調書	・共通仕様書（1-1-1-17）	・工事により生じた現場発生品がある場合	—	○			
	使用材料の伝票		・全ての工事	—	○			
	説明書	・現場説明書（B10(1)）	・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80m以上の解体工事 ②500m以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等	・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付	○			
	解体工事に要する費用等の書面	・現場説明書（B10(2)）		・契約書に添付	○			
	再資源化等報告書	・現場説明書（B10(4)）		・再資源化完了後 提出	○			
	産業廃棄物管理票（マニフェスト）	・共通仕様書（1-1-1-18）	・全ての工事	・コピー提出不要	○			
	再生資源利用促進（計画・実施）書 再生資源利用（計画・実施）書	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（Ⅱ1(2)、Ⅱ3(1)）	・請負金額100万円以上の工事	・CD-R等の記録媒体も提出	○			
	コンクリート塊等搬入（変更）証明書（8号） コンクリート塊等搬入完了報告書（9号）	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（Ⅱ2(6)、Ⅱ3(3)）	・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事	—	○			
	建設リサイクル資材利用（変更）計画書（10号） 材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書（11号）	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（Ⅱ1(11)）	・再生骨材等を使用する工事	—	○			
	建設発生木材等搬入（変更）証明書（7号） 建設発生木材等搬入完了報告書（8号）	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書（Ⅱ2(7)、Ⅱ3(4)）	・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事	—	○			
建設副産物関係書類	確認届（処分地・仮置場）	・指定処分A特記仕様書（3）	・仮置場を受注者が選定する場合	—	○			
	建設発生土搬出のお知らせ	・指定処分A特記仕様書（5）	・他の市町村へ土砂を100m3以上搬出する場合	・市町村へ提出（写しを監督員に提出）	○			
	計量証明書	・六面クロム溶出試験に関する特記仕様書	・特記仕様書添付工事	—	○			
	土砂搬入・搬出（変更）申込書（第1号様式）	・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領（3条）	・土砂を搬出する場合	・土砂搬入券購入前提出	○			
	処理計画書 ・処理結果（廃止）報告書	・神奈川県土砂の適正処理に関する条例（4条）	・土砂を500m3以上搬出する工事	・指定処分B又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。	○			
建設発生土	添 1 - 2							

施工体制台帳の作成について

1 施工体制台帳作成の目的

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、入契法及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、発注者においても受注者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について、的確に施工体制を把握しなければならない。

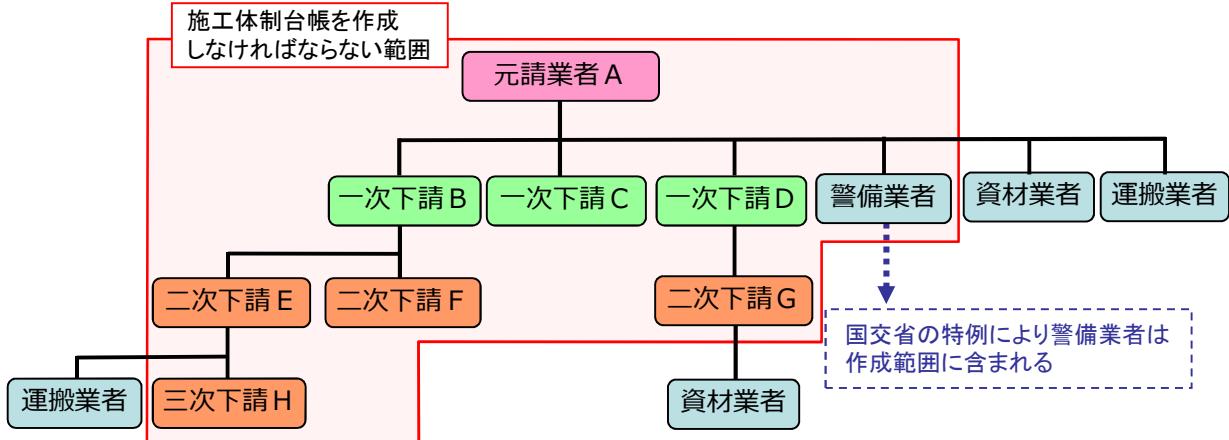
2 施工体制台帳の法的位置づけ

建設業法の一部改正する法律(平成6年法律第63号)により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の適用対象となる公共工事は、発注者へその写しの提出が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)より、**平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられること**となった。

3 施工体制台帳の構成

- ① 施工体制台帳本紙（施工体制台帳の記載例参照）
- ② 工事担当技術者台帳（工事担当技術者台帳の記載例参照）
- ③ 発注者との契約書の写し（発注者 ⇄ 元請）
- ④ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し（元請 ⇄ 一次下請）
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し（監理技術者資格者証写等）
- ⑥ 主任技術者又は監理技術者が自社（元請）に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し（ex.健康保険証等の写し）
- ⑦ 専門技術者（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し
- ⑧ 専門技術者（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し
- ⑨ 再下請負通知書本紙（再下請負通知書の記載例参照）〔一次下請以下の下請負業者が再下請契約を行う場合〕
- ⑩ 再下請負業者との契約書の写し（一次下請以下 ⇄ 再下請先）

4 施工体制台帳の作成範囲

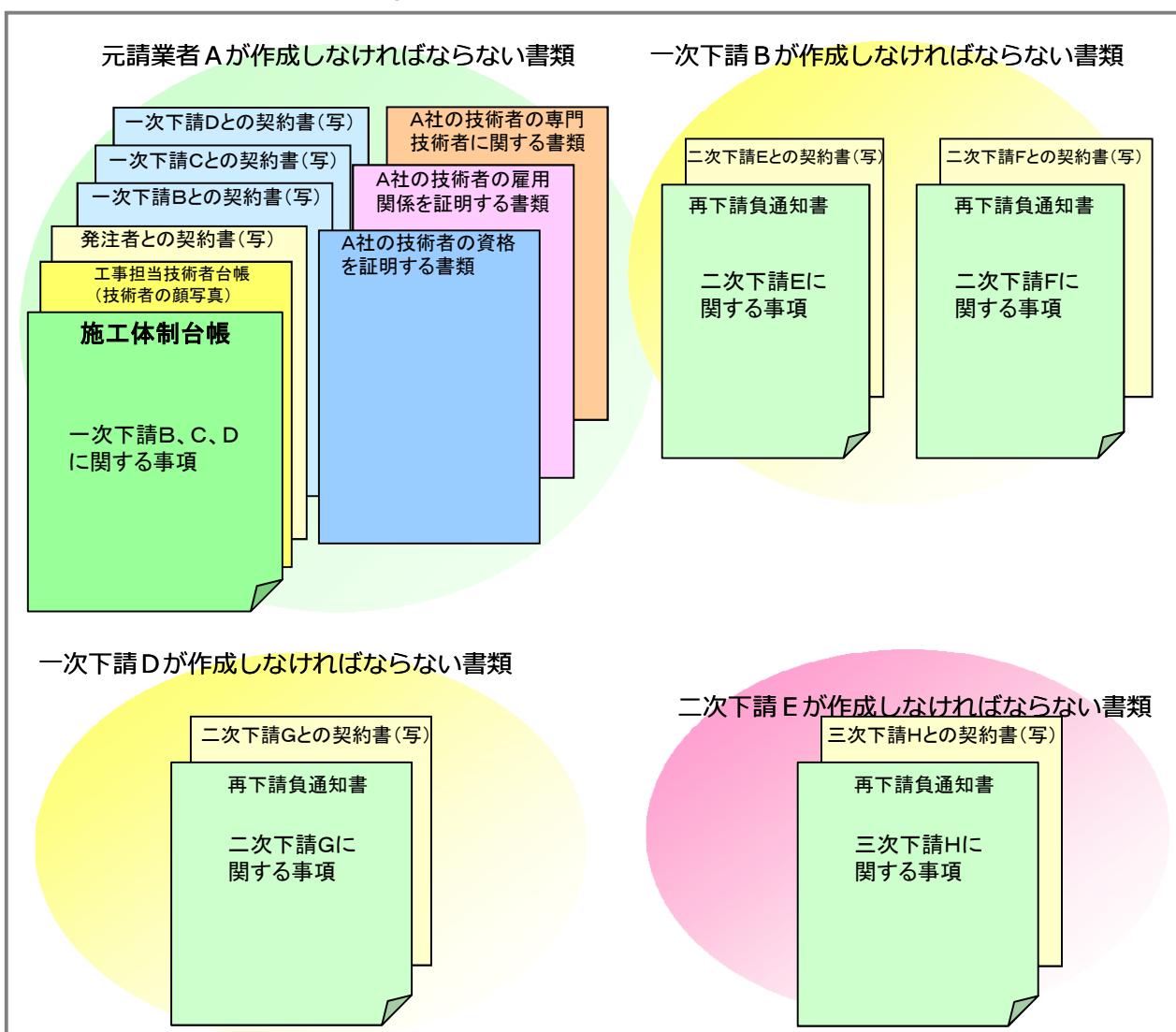


建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、神奈川県が発注する共通仕様書に基づく工事(原則、契約金額150万円以上)では、国に準拠し、一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期の記載を求めています。

〔「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年4月23日 国関整技調第12号)〕

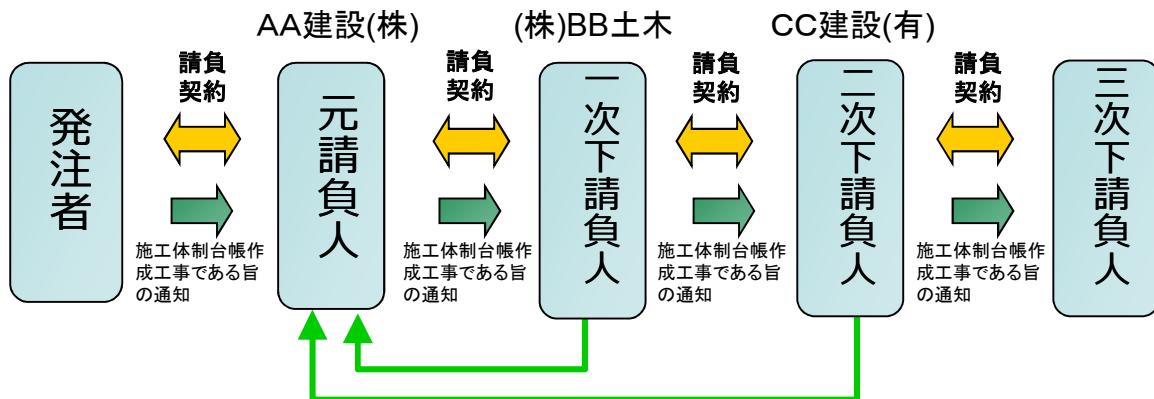
施工体制台帳の構成

- ① 元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類(元請業者が作成)
- ② 再下請負通知の記載事項と添付書類(再下請を行う下請業者が作成)
- ③ 工事担当技術者台帳(技術者の顔写真)(元請業者が作成)



5 再下請負通知書とは

下請負人がさらにその工事を再下請した場合、元請である特定建設業者に対し、**再下請通知書**を提出しなければならない



元請に再下請負通知書を提出

(元請に直接ではなく、上位の下請負人を経由して提出でも可)

6 施工体系図とは

施工体制台帳を作成する元請業者は、作成した施工体制台帳に基づき建設業者の名称、工事内容、工期、技術者の氏名を記載した施工体系図を作成し、現場の見やすい場所に掲げなければならない

- 施工体系図(作成例参照)は、各下請負人の施工分担関係を表示したもので、いわば施工体制台帳の要約版である。
- 公共工事については、「**工事関係者が見やすい場所**」及び「**公衆が見やすい場所**」にも掲示することが法律上(入契法)義務付けられている。

7 施工体制台帳のチェックポイント

チェックポイント

- ・施工体制台帳に記載漏れがないか、また必要な添付書類が添付されているかどうか
- ・元請の施工範囲を確認し、一括下請負の可能性がないか。併せて上請け、横請けの可能性についても確認
- ・下請の中に無許可業者が存在する場合は、所定の金額を超えて請け負わせていないか

元請業者に関するチェック

- 1.請け負った工事内容に関して、建設業許可は適正であるか
- 2.現場代理人等通知書と、台帳記載の現場代理人、主任技術者又は監理技術者は同一であるか
- 3.主任技術者又は監理技術者に必要な資格は有しているか
- 4.主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的雇用関係(3ヶ月以上)は適正であるか
- 5.専門技術者について、工事内容に応じた資格を有しているか
- 6.工事内容は具体的に記載されているか

下請業者に関するチェック

- 1.下請負の工事内容に関して、建設業許可は適正であるか
- 2.3500万円以上(建築一式工事は7000万円以上)の下請契約の場合、主任技術者は専任であるか
- 3.主任技術者に必要な資格は有しているか
- 4.工事内容は具体的に記載されているか
- 5.再下請する場合、再下請通知書は添付されているか
- 6.下請契約書について、建設業法第19条に規定する契約書面の必須記載事項14項目は明確になっているか
 - ・工事内容は明確になっているか(1式ではだめ)
 - ・支払い方法は明確になっているか(現金もしくは手形、手形の場合は割引期間が適正か)
 - ・材料や機械に関する定めは明確になっているか

建設業法第19条（建設工事の請負契約の内容）

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 着工及び完工の時期
- 4 請負代金の前金払又は出来高払の時期及び方法
- 5 設計変更、工事着手の延期又は工事の中止の場合の工期の変更、請負代金の変更、損害の負担及びこれらの算定方法に関する定め
- 6 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- 7 價格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 8 第三者損害の賠償金の負担に関する定め
- 9 支給材料、貸与品の内容及び方法に関する定め
- 10 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 瑕疵を担保すべき責任又は責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定め
- 13 履行の遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法

500万円未満(建築一式工事の場合は1500万未満、又は延べ床面積が150m²未満の木造住宅)の工事は、「軽微な建設工事」として建設業の許可を受けなくても施工することができる。
ただし、「軽微な建設工事」に該当するか否かの判断をする際には、注文者が材料を提供する場合に、その市場価格及び運送費を請負代金に加えた額で判断するとされているため注意が必要。
〔建設業法第1条の2第3項より〕

【関係法令】

○建設業法 第24条の7

第二十四条の七 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならぬ。

○入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)第15条

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

○入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律) 第16条

第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

施工体制台帳の記載例

施工体制台帳

[会社名] ① ○○建設株式会社

〔事業所名〕 ② △△支店

③ 建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、と、石、鋼、筋、ほ 工事業	(大臣 知事) (特定 一般) 第 7777777 号	15年 7 月 7 日
	電気通信 工事業	(大臣 知事) (特定 一般) 第 8888888 号	15年 7 月 7 日

工事名称 及 び 工事内容	(4) ○○築堤護岸工事／築堤 L=200m、護岸ブロック1500m2.....
発注者名 及 び 住 所	〒(5) ○○局 ○○河川道路事務所 〒○○-○○ △△県○○市○○町7-7-7
工 期	自 19年 7月 7日 至 20年 3月 25日 契約日 19年 7月 1日

契約 営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約	○○建設(株) △△支店	△△県××市○○町1-2-3
	下請契約	○○建設(株) □□支店	□□県××市○○町4-2-2

発注者の監督員名 ⑬ ○○出張所長 権限及び意見
申出方法 ⑭ 契約書第9条第2項に関する権限
意見申出方法=書面

監督員名	⑯ 建設一郎	権限及び意見 申出方法	⑰ 書面
現場 代理人名	⑯ 建設一郎	権限及び意見 申出方法	⑰ 契約書第10条第2項に関する権限 ⑯ 意見申出方法=書面
監理 技術者名	⑯ 専任 建設一郎	資格内容	⑰ 1級土木施工管理技士
専門 技術者名	⑯	専門 技術者名	⑯
資格内容	⑯	資格内容	⑯
担当 工事内容	⑯	担当 工事内容	⑯

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

施工体制台帳の記入上の留意事項

① 工事請負契約を締結した会社名を記載
② 請負契約(工事)を担当する支社又は営業所名を記載
③ 建設業法第3条に定める請負業者の「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を記載 ・請け負った建設工事に係わる建設業の種類のみならず、許可を受けて営む建設業の全てを記載 ・「土木」→「土」、「建築」→「建」 等略称で可 ・許可期間は5年間のため、様式記載時における最新の更新年月日を記載
④ 工事請負契約を締結した「工事名称」と「工事内容」は工種・施工規模(延長や面積等)を記載。
⑤ 工事請負契約書に記載されている「甲」の「名称」、「住所」を記載。
⑥ 工事請負契約書に記載されている「工期」、「契約日」を記載。
⑦ 「元請契約」の欄は、元請が発注者と契約を締結した支店・営業所等を記載。 「下請契約」の欄は、元請が一次下請業者と契約を締結した支店・営業所等を記載
⑧ 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む
⑨ 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称を記載
⑩ 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪ 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑫ 労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑬ 工事請負契約書第9条に基づき請負者に通知した「主任監督員の官職」を記載。 (例) ○○出張所長が主任監督員の場合「○○出張所長」 ○○監督官が主任監督員の場合「○○監督官」と記載
⑭ 発注者の監督員の権限は、「工事請負契約書第9条2項の権限」と記載、意見方法は工事請負契約書第9条第4項に規定されている「書面」と記載。
⑮ 監督員とは、元請業者が下請業者との間において下請負契約における指示・協議できる権限が与えられている者であり、例えばその権限が現場代理人に委任されている場合には「現場代理人名」を記載。
⑯ 元請業者と下請業者で締結された下請契約書における監督員の権限と意見方法を記載
⑰ 工事請負契約書第10条に規定する現場代理人名を記載
⑱ 権限は、工事請負契約書第10条2項に規定されている権限。 意見方法は、工事請負契約書第1条第5項に規定されている「書面」と記載。
⑲ 建設業法第26条に規定する監理技術者名を記載 ・「専任」、「非専任」のどちらかに○をつける
⑳ 監理技術者が建設業法第27条に定める技術検定の資格を記載 (例) 一級土木施工管理技士
㉑ 専門技術者を置く場合に記載
㉒ 専門分野における専門技術者が必要な資格を記載 (例) 鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)若しくは技能検定(鉄筋施工図作成作業)又は技能検定(鉄筋組立作業)
㉓ 専門技術者が担当する工事内容を記載

〈〈下請負人に関する事項〉〉

会社名	① (株)〇〇土木	代表者名	②
住所 電話番号	③ 〒〇〇-〇〇 ××県△△市××町 5-5-6	(TEL)	- - -)
工事名称 及び 工事内容	④ 「〇〇築堤護岸工事」／ 築堤護岸工		
工 期	自⑤ 19年 7月 20日 至 20年 3月 25日	契約日	⑥ 19年 7月 19日

⑥ 建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可 (更新) 年月日
	と、筋 工事業	大臣 (特定) 知事 一般 第 999999 号	16年 9月 1 日
	工事業	第 号	年 月 日

健康保険 等の加入 状況	⑦ 保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
		事業所 整理記号等	⑧ 営業所の名称 〇〇営業所	⑨ 健康保険 〇〇健康保険組合	⑩ 厚生年金保険 〇〇〇〇〇〇	⑪ 雇用保険 00000-000000-000	⑫

現場代理人名⑫	安全衛生責任者名	⑯ × × × ×
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名	⑯
※主任技術者名⑭ 専任 □□ □□ 非専任	雇用管理責任者名	⑯
資 格 内 容	※専門技術者名	⑯
	資 格 内 容	⑯
	担当工事内容	⑯

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

施工体制台帳の記入上の留意事項

① 下請負契約書を締結した「会社名」を記載
② 下請契約者の「代表者名」を記載
③ 下請契約者の「住所」及び「電話番号」を記載
④ 下請負契約における工事内容(工種・数量)を記載
⑤ 下請契約における「工期」、「契約日」を記載
⑥ 下請負業者が、当該工事の施工に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載 ▪建設業許可を必要としない工事であれば記載しない。
⑦ 各保険の提供を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑧ 請負契約に係る営業所の名称を記載
⑨ 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあたっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑩ 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪ 労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑫ 下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場代理人の氏名を記載。 ▪下請契約書に現場代理人の選任が明記されていない場合は、必要なし。
⑬ 締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載
⑭ 主任技術者は、建設業法第26条の規定により、元請・下請を問わず、分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載 ▪下請契約額が500万円未満の場合は、主任技術者を定める必要はない。(建設業の許可無しの場合) ▪下請契約額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)を超える場合は、主任技術者は「専任」である。
⑮ 安全衛生責任者は、下請業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、安衛法第16条に定められており、元請が統括安全衛生責任者を選任した現場において定める必要がある。
⑯ 安全衛生推進者は、元請及び下請それぞれの事業者が、それぞれの労働者が10人以上~50人未満の現場において、定めなければならない。
⑰ 雇用管理責任者とは、雇用改善法第5条に定められている者で、建設事業に従事する事業者のみが選任することとされている。
⑱ 専門技術者を置く場合に記載
⑲ 専門分野における専門技術者の必要な資格を記載
⑳ 専門技術者が担当する工事内容を記載

再下請通知書の記載例

平成 年 月 日

再下請通知書

直通上位
注文者名

① ○○建設株式会社

【報告下請負業者】

④ 〒○○-○○
△△番○○市○○町○-○-○

住 所

現 場 ② 建設 一部
代理人名

元請名称	③ ○○建設株式会社	会 社 名	(株)△△鉄鋼
		代表者名	

《当社に関する事項》

工事名称 及 び 工事内容	⑤ ○○箇境護岸工事／箇境護岸工事		
⑥ 期	自 平成 19 年 7 月 20 日 至 平成 20 年 3 月 25 日	契 約 日	平成 19 年 7 月 19 日

⑦ 建設業の 許 可	許 可 種 権	許 可 登 号	許可(更新)年月日
	と、筋	大臣 <small>建設</small> <small>知事</small> 第 999999 号	平成 16 年 9 月 1 日
	大臣 特定 技能 一般	第 号	平成 年 月 日

健保保険等 の加入状況	⑧ 保険加入 の有無 事業所修理 記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
		<input checked="" type="radio"/> 加入	未加入 適用除外	<input checked="" type="radio"/> 加入	未加入 適用除外	<input checked="" type="radio"/> 加入	未加入 適用除外
	⑨ 落葉所の名前	⑩ 健康保険	⑪ 厚生年金保険	⑫ 雇用保険			

監督員名	⑬	安全衛生責任者名	⑭ XXX XXX
権限及び 意見提出方法	⑮	安全衛生推進者名	⑯
現場代理人名	⑰	雇用管理責任者名	⑲
権限及び 意見提出方法	⑳	派専門技術者名	㉑
派主任技術者名	㉒ ㉓	資 格 内 容	㉔
資格内容	㉕	担当工事内容	㉖

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

再下請通知書の記入上の留意事項

① 下請負契約書を締結した直近上位の会社名を記載
② 直近上位の契約者の現場代理人名を記載。ただし、現場代理人が選任されていない場合は記入の必要はない。
③ 元請業者名を記載
④ 再下請を行った下請負業者の住所及び電話番号等を記載
⑤ 報告下請負業者が実施する工事内容(工種・数量)を記載
⑥ 下請契約に係わる「工期」、「契約日」を記載
⑦ 下請負業者の、当該工事の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載
⑧ 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑨ 請負契約に係る営業所の名称を記載
⑩ 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪ 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑫ 労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑬ 監督員とは、下請負業者と再下請負業者間における再下請負契約書に基づく指示・協議ができる権限が与えられている者で、その権限が現場代理人に委任されている場合は、「現場代理人名」を記載。再下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑭ 下請負業者と再下請負業者間で締結された再下請負契約書における監督員の権限と意見申出方法を記載
⑮ 下請負工事を請け負った会社の現場代理人の氏名を記載。 下請契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし
⑯ 直近上位の注文者と報告下請業者で締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑰ 主任技術者は、法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載。
⑱ 安全衛生責任者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する
⑲ 安全衛生推進者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する。
⑳ 雇用管理責任者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する
㉑ 専門技術者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する。
㉒ 専門技術者が担当する工事内容は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する

<<再下請負関係>>

再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	① (株)◇◇鉄鋼	代表者名	②
住所	③ 〒〇〇-〇〇 △△県〇〇市〇〇町7-7-7		
工事名称 及 び 工事内容	④ ○○築堤護岸工事／型枠・鉄筋工事		
工期	自 ⑤ 至 平成19年 8月 1日 平成20年 3月15日	契約日	⑥ 平成19年 7月 31日

⑥ 建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	と、筋 工事業	大臣 特定 知事 一般 第 8888888 号	平成18年 6月 1日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	

健康保険等 の加入状況	⑦ 保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		(加入)	未加入 適用除外	(加入)	未加入 適用除外	(加入)	未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	⑧	営業所の名称	⑨ 健康保険	⑩ 厚生年金保険	⑪ 雇用保険	

現場代理人名	⑫
権限及び 意見申出方法	⑬
※主任技術者名	専任 ⑭ □□ □□ 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	⑮ ○○ ○○
安全衛生推進者名	⑯
雇用管理責任者名	⑰
※専門技術者名	⑱
資格内容	⑲
担当工事内容	⑲
※専門技術者名	⑳
資格内容	⑳
担当工事内容	⑳

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

再下請負通知書の記入上の留意事項

① 下請負契約書を締結した再下請負会社名を記載
② 下請負契約者を請け負った再下請負会社の代表者名を記載。
③ 再下請負契約者の住所及び電話番号を記載
④ 再下請負を行う工事内容(工種・数量)を記載
⑤ 再下請負契約に係わる「工期」、「契約日」を記載
⑥ 再下請業者の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載
⑦ 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
⑧ 請負契約に係る営業所の名称を記載
⑨ 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑩ 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
⑪ 労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
⑫ 再下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑬ 下請負業者と再下請負業者で締結された再下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。
⑭ 主任技術者は、法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載
⑮ 安全衛生責任者は、再下請負業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、安衛法第16条に定められている。
⑯ 安全衛生責任者は、安衛法第12条の2に定められている。
⑰ 雇用管理責任者は、雇用改善法第5条に定められている。
⑱ 土木工事一式を請け負った場合で、土木以外の専門技術者が必要な分野(建築・機械・電気等)の工事内容がある場合、有資格者の名前を記載
⑲ 専門技術者が担当する工事内容を記載

年 月 日

施工体制台帳（作成例）

〔会社名〕 _____

〔事業所名〕 _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

工事名称及 び 工事内容			
発注者名及び 住 所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

契 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険 厚生年金保険 雇用保険
		元請契約		
	下請契約			

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
専門技術者名		専門技術者名	
資 格 内 容		資 格 内 容	
担 当 工 事 内 容		担 当 工 事 内 容	

外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
--------------------	-----	--------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会 社 名		代 表 者 名	
住 所			
工事名称及び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険	雇 用 保 険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険

現場代理人名	現場代理人名		安 全 衛 生 責 任 者 名	
	権限及び意見 申出方法		安 全 衛 生 推 進 者 名	
	主任技術者名	専 任 非 専 任	雇 用 管 理 責 任 者 名	
	資 格 内 容		専 門 技 術 者 名	

外 国 人 建 築 就 労 者 の 従 事 の 状 況 (有無)	有 無	外 国 人 技 能 実 習 生 の 従 事 の 状 況 (有無)	有 無
----------------------------------	-----	----------------------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

直近上位
注文者名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称	
------	--

会社名

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及 び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

添
付
1
5

建設業の 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可 (更新) 年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入
	事業所 整理記号等	營業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監督員名	
権限及び 意見申出方法	
現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	
安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 び 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可 (更新) 年月日	
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健 康 保 険		厚 生 年 金 保 険	雇 用 保 険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入
	事業所 整理記号等	營業所の名称	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険	雇 用 保 険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

施工体系図(作成例)

発注者名	
工事名称	

工期	自 年 月 日 至 年 月 日
----	--------------------

元請名	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方 安全衛生管理者

会長	総括安全衛生責任者
副会長	

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

《参考》

施工体制台帳 様式例(工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

会社名	
主任技術者名	
生年月日	

専任・非専任

【写真添付欄】

【注意事項】

※ 添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。

※ 本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷し
たものを提出してもよい。

受注者の工事書類保存期間について

○ 背景

構造計算書偽造事件により失われた建築物の安全性に対する国民の信頼を回復するため、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）が成立し（平成18年12月20日公布）、建設業法についても一部改正された。

これを見て、建設業法施行規則の一部改正等について（平成20年11月28日施行）により、新たに保存を義務付けることとなる「営業に関する図書」の具体的な内容を定めた。

○ 制定内容（営業に関する図書の保存について）

建設業の営業に関する書類として、これまで、「請け負った工事の名称等を記載した帳簿」及びその添付資料として「請負契約の写し」等の保存を義務付けてきた。

今般の法改正を見て、新たに、紛争の解決の円滑化に資する書類として、以下の図書の保存を義務付ける。

- [1] 完成図（工事目的物の完成時の状況を表した図）
- [2] 発注者との打合せ記録（工事内容に関するものであって、当事者間で相互に交付されたものに限る。）
- [3] 施工体系図

保存義務の対象者は、元請責任の徹底の観点から、発注者から直接工事を請け負う元請業者とする（[3]施工体系図については、省令上の作成義務のある工事のみを対象とする。）。

保存期間は、瑕疵担保責任期間（10年）を踏まえて10年とする。

建設リサイクルについて

1 届出が必要な建設工事（対象建設工事）

(1)に示す建設資材を用いた建築物などの解体工事、又はこれらを使用する新築工事などで(2)の規模以上の工事（以下「対象建設工事」という。）については、施主（発注者）が建設リサイクル法に基づき届出を行う必要があります。

(1) 特定建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

特定建設資材に該当する具体的な資材の代表的事例は、神奈川県ホームページ「特定建設資材の代表的事例：建設リサイクル法」

《URL》<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/p11954.html>

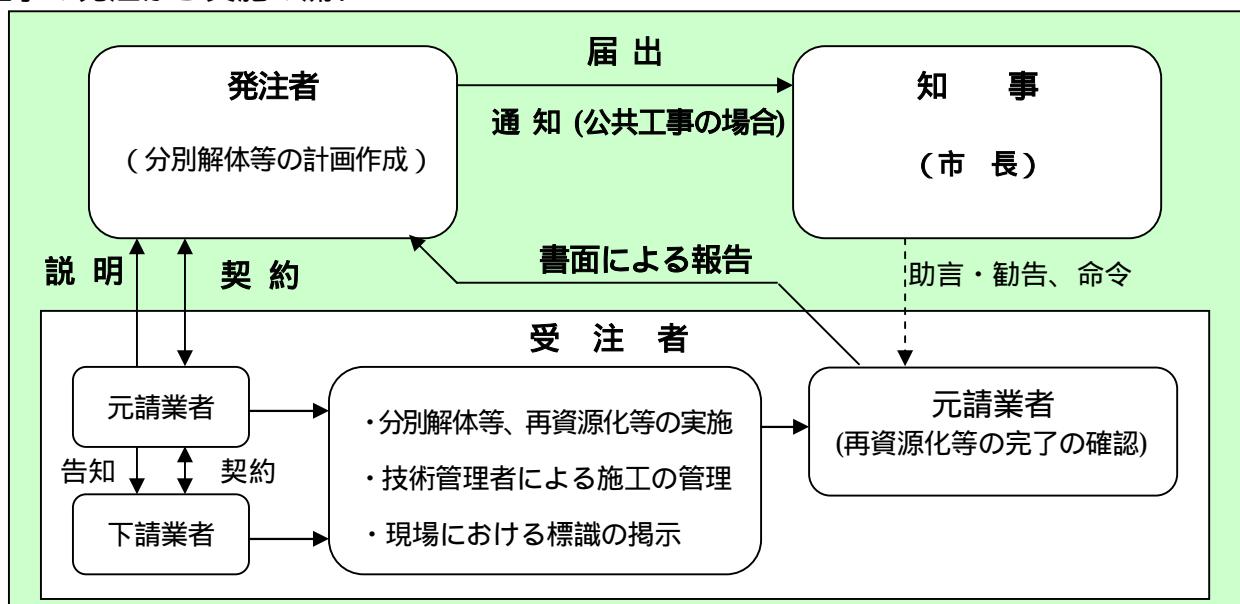
(2) 工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80 m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1億円 以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円 以上

備考 表中請負代金の額は、消費税及び地方消費税を含む。

なお、対象建設工事の受注者等は、当該工事を施工する場合、一定の技術基準に従って分別解体し、再資源化することが義務付けられています。

2 工事の発注から実施の流れ



～における主に必要となる様式

		主に必要な様式	
	説明	参考資料1	参考資料2の別表1～3のいずれか
	契約	参考資料3	参考資料4の各様式のいずれか
	届出	参考資料2の様式第一号	参考資料2の別表1～3のいずれか+その他（工程表など）
	通知（公共工事の場合）	参考資料6	
	書面による報告	参考資料7	

説明書

平成〇〇年〇月〇日

(発注者)

神奈川県〇〇土木事務所長様

必ず日付は記入すること

請負者からの書類には押印が必要

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

(郵便番号〇〇〇 - 〇〇〇〇) 電話番号〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

公共工事の場合は届出書ではなく通知書なので、不要

2. 添付資料

届出書（様式第一号に必要事項を記載したもの）

別表1～3のいずれかを添付する

別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

図面又は写真

その他の別添資料（添付する場合）

案内図

工程表

(参考資料2)

(A4) 建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等	
建築物に関する調査の結果	建築物の構造 建築物の状況 周辺状況
	木造 鉄骨造 鋼筋コンクリート造 棟年数 年、棟数 棟 その他の() 周辺にある施設 住宅、商業施設 学校 敷地境界との最短距離 約 m その他の()
	作業場所 作業場所 十分 不十分 その他の() 搬出経路 障害物 有() 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 有 無 その他の() 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容 建築物に係る新築又は増築の工事 建築物に係る新築又は増築の工事に該当しないものの 運営物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負 自主施工の別: 請負者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要) 代理人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名() 住所(郵便番号) 電話番号() 建設業許可(登録番号) 大臣 知事() 号() 工事業 主任技術者監理技術者(氏名) _____ 知事 _____ 号 解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号 技術管理者氏名 _____ 2-2 下請業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせること 下請業者の記載については、届出の時点での契約の締結していない場合には契約終了後、電話等によりお知らせ願います。 引受け人(氏名)にあっては商号又は名称及び代表者の氏名() 住所(郵便番号) 電話番号() 建設業許可(登録番号) 大臣 知事() 号() 工事業 主任技術者/監理技術者(氏名) _____ 知事 _____ 号 解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号 技術管理者氏名 _____ 3 对象建設工事の申請者か法律第12条第1項の規定による認明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要) 平成 年 月 日 4 分別解体等の計画等 建築物に係る解体工事については別表1 建築物に係る新築工事等については別表2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3 により記載すること。 5 工程の概要 工事着手予定期日 平成 年 月 日 工事完了予定期日 平成 年 月 日 備考欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 (注) 1. 備考欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。 2. 記名押印にて、署名が可能である。 3. 届出書には、外装材・上部構造部分の設計図面は現物を示す照合写真を添付すること。 受付番号 _____

(様式第一号)

届出書

平成 年 月 日

印

知事 市区町村長 職

発注者又は自主施工者の氏名(法人にあれば商号又は名称及び代表者の氏名) 郵便番号

(施主定め) 住所 郵便番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

1. 工事の概要

工事の名称 _____

工事の種類及び規模

建築物に係る解体工事

建築物に係る新築又は増築の工事

建築物に係る新築又は増築の工事に該当しないものの

運営物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

請負 自主施工の別:

請負者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

代理人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名()

住所(郵便番号) 電話番号()

建設業許可(登録番号)

主任技術者監理技術者(氏名) _____

解体工事業登録 _____

技術管理者氏名 _____

2-2 下請業者が請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者に請け負わせること

下請業者の記載については、届出の時点での契約の締結がない場合には契約終了後、電話等によりお知らせ願います。

引受け人(氏名)にあっては商号又は名称及び代表者の氏名()

住所(郵便番号) 電話番号()

建設業許可(登録番号)

主任技術者/監理技術者(氏名) _____

解体工事業登録 _____

技術管理者氏名 _____

3 对象建設工事の申請者か法律第12条第1項の規定による認明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1

建築物に係る新築工事等については別表2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3

により記載すること。

5 工程の概要

工事着手予定期日 平成 年 月 日

工事完了予定期日 平成 年 月 日

備考欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

(注) 1. 備考欄には、「レ」を付すこと。

2. 記名押印にて、署名が可能である。

3. 届出書には、外装材・上部構造部分の設計図面は現物を示す照合写真を添付すること。

A4)

別表3

分別解体等の計画等

(A4)

分別解体等の計画等

請負契約書の例

神奈川県公共工事標準請負契約約款
工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで
- 4 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥
- 5 前金払 する(請負代金額の10分の4以内) しない
中間前金払 する(請負代金額の10分の2以内) しない
- 6 部分払 する(回以内) しない
- 7 契約保証金
(A) ¥
〔注〕たとえば、請負代金額の10分の1の額を記入する。
(B) 神奈川県財務規則(昭和29年2月神奈川県規則第5号)第28条
第号の規定により免除する。
- 8 請負代金支払場所 神奈川県指定金融機関
株式会社横浜銀行県庁支店
- 9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり
- 10 住宅建設瑕疵担保責任保険

〔注〕特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

発注者	住所	
	氏名	印
受注者	住所	
	氏名	印

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入し、各自押印する。

記載例
法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
建築設備・内装材等	建築設備・内装材 <input checked="" type="checkbox"/> 有	建築材等の取り外し 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有	手作業 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
外装材・上部構造部分	外装材・上部構造 <input checked="" type="checkbox"/> 有	上部構造部分の取り壊し 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐい <input checked="" type="checkbox"/> 有	基礎・基礎ぐいの取り壊し 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他()	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有	手作業 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

現場で解体して積み込むまでの経緯費を諸経費込みで計上する
1,500,000円(税込)

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

2. 解体工事に要する費用

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されなければならない)

別紙のとおり
(特定建設資材廃棄物について記載されなければならない)
コクヨト塊、アスファルト塊、建設発生木材の3品目分のみを計上する

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

800,000円(税込)
(受注者の見積金額)
800,000円(税込)

廃棄物の運搬費と再資源化費用の合計に諸経費を見込んで計上する

記載例
法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
造成等	造成等 <input checked="" type="checkbox"/> 有	造成等の工事 無	<input type="checkbox"/> 手作業 手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐい <input checked="" type="checkbox"/> 有	基礎・基礎ぐいの工事 無	<input type="checkbox"/> 手作業 手作業・機械作業の併用
上部構造部分・外装	上部構造部分・外装 <input checked="" type="checkbox"/> 有	上部構造部分・外装の工事 無	<input type="checkbox"/> 手作業 手作業・機械作業の併用
屋根	屋根 <input checked="" type="checkbox"/> 有	屋根の工事 無	<input type="checkbox"/> 手作業 手作業・機械作業の併用
建築設備・内装等	建築設備・内装等 <input checked="" type="checkbox"/> 有	建築設備・内装等の工事 無	<input type="checkbox"/> 手作業 手作業・機械作業の併用
その他()	その他() <input checked="" type="checkbox"/> 有	その他の工事 無	<input type="checkbox"/> 手作業 手作業・機械作業の併用

なし

別紙のとおり

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されなければならない)

コクヨト塊、アスファルト塊、建設発生木材の3品目分のみを計上する

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

800,000円(税込)

廃棄物の運搬費と再資源化費用の合計に諸経費を見込んで計上する

記載例

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等:(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	内 容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事	仮設工事	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
土工	土工事	土工事	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
基礎	基礎工事	基礎工事	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体構造	本体構造の工事	本体構造の工事	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体付属品	本体付属品の工事	本体付属品の工事	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他()	その他の工事	その他の工事	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

仮設については、足場や仮設土留工等が含まれるかどうか
土工については、掘削や盛土等の土工事が含まされるかどうか
本体構造については、基礎や構造物の基礎が含まされるか
本体構造等が該当する工事かどうか
本体付属品、さく、照明設備、櫛職などについては、本体構造
と分離して機能するものを設置するかどうか
これらについて、工事全般の工程で判断する

2. 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

(注)解体工事の場合はのみ記載する。

なし 円(税込)

解体工事として挙げた場合にのみその費用を記入する。既設構造物の取り壊し費用を計上するものではない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されればよい)

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額) 300,000 円(税込)

廃棄物の運搬費と再資源化費用の合計に諸経費を見込んで計算する

記載例

別紙
(書ききれない場合は別紙に記載)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生
木材の3品目の処理施設を記載する。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	○○工業株	○○市○○町○○番地
アスファルト塊	○○工業株	○○市○○町○○番地
木材	○○チップ工業株	○○市○○町○○番地
		産業廃棄物処理業者の許可を有する木くずの破碎施設又は堆肥化施設等を記載する。市町村の燃却施設に搬入する場合は、当該施設があわせ産能の処理が可能で、かつ温水プールなど熱利用がなされていることが必要である。

注)ただし、県土整備局で平成 17 年 4 月以降に発注する工事においては、「建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設」の中から選定する。搬入予定を含めて複数記載しても構わない。
県土整備局以外については、発注部局に隨時確認されたい。

(参考資料5)

請負契約に係る書面の記載事項（法第13条第1項、分別解体等省令第4条）の具体的な内容

記載項目	記載の有無			
	分別解体等の方法 (分別解体等省令第4条1号)	解体工事に要する費用 (同4条2号)	再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (同4条3号)	再資源化等に要する費用 (同4条4号)
届出に係る対象建設工事	全ての建設資材に係る分別解体等の工程について記載する。 手作業、手作業・機械作業併用の別など	全ての建設資材に係る解体工事の費用について一括して記載する。	特定建設資材廃棄物の再資源化等施設について記載すれば足りる。 〔名称(注1) 所在地〕	特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る費用について一括して記載する。 (注2)
建築物	解体	○	○	○
	新築・増築	○	×	○
	修繕・模様替	○	×	○
建築物以外のもの (注3)	解体	○	○	○
	新築等(注4)	○	×	○

(注1)搬出先として予定している施設は、各品目ごとに複数記入可。

(注2)産業廃棄物の排出事業者は原則として元請業者であることから、下請契約は再資源化等を含まない解体工事のみの契約となるので、対象建設工事の一部を下請けさせた場合、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する。

(注3)土木工事等をいう。

(注4)土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなどの維持補修系の工事等が含まれる。

記載例

通 知 書

平成〇〇年〇月〇日

知事

神奈川県 市区町村長 殿

(工事発注者)発注者職氏名:神奈川県〇〇土木事務所 神奈川太郎 印

住 所 : 神奈川県〇〇市〇〇町 〇〇 〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所 属 名	神奈川県〇〇土木事務所 道路都市課		
	担当者氏名 フリガナ	道路建設班 ユウジイチロウ 工事一郎		
	電話番号	〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇(内線 〇〇)		
工事の内容	工事の名称	平成〇〇年度 県道〇〇号線道路補修工事(その〇)		
	工事の場所	神奈川県〇〇市〇〇町 地内		
	工事の概要	<p>工事の種類 建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(補装工事)注1</p>		
	工事の規模	建築物に係る解体工事 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____m ² 建築物に係る新築又は増築の工事 用途_____、階数_____、工事対象床面積_____m ² 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途_____、階数_____、請負代金_____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 1,000万円(税込)		
	工期	平成〇〇年〇月〇〇日~平成〇〇年〇月〇〇日 工事着手予定日: 平成〇〇年〇月〇〇日		
請負者	会社名	〇〇建設株式会社	フリガナ 現場代理人氏名	ゲンバジロウ 現場二郎
	所在地	〒〇〇〇 〇〇〇〇 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇		
	電話番号	〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇	FAX	〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

受付番号:

注1)建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例:舗装、築堤、土地改良等)

記載例

再資源化等報告書

平成〇〇年〇月〇〇日

(発注者)
神奈川県〇〇土木事務所長 様

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印
 (郵便番号〇〇〇 - 〇〇〇〇) 電話番号〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇
 住所 神奈川県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 平成〇〇年度 県道〇〇号線道路補修工事(その丸)
 2. 工事の場所 神奈川県〇〇市〇〇町 地内
 3. 再資源化等が完了した年月日 平成〇〇年〇月〇〇日
 4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	〇〇工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇
アスファルト塊	〇〇工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇
木材	〇〇チップ工業(株)	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 28 万円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

次のような建設資材を搬入する建設工事が対象となる
 1. 土砂・・・1,000m³以上 2. 碎石・・・500t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・・200t以上

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

次のような指定副産物を搬出する建設工事が対象となる
 1. 建設発生土・・・1,000m³以上 2. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が200t以上

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

建設リサイクル法の施行に伴う発注者の対応について(一部抜粋)
平成14年5月29日 神奈川県入札・契約制度改善推進会議議長
から各部局長あて通知
平成15年3月31日 一部改正

1 工事の設計・積算時

(1) 分別解体等及び再資源化等に要する費用の適正な負担

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法、以下「法」という。)第6条では、発注者は、分別解体等及び再資源化等に要する費用の適正な負担を行うこととされていることから、特定建設資材廃棄物である「コンクリート」、「コンクリート及び鉄から成る建設資材」、「木材」及び「アスファルト・コンクリート」については排出量を積算に見込み、必要な費用を計上するものとする。

(2) 再資源化により得られた建設資材の使用

法第6条では、発注者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、再資源化等の促進に努めなければならないとされていることから、設計における建設資材の選定にあたっては、積極的に再資源化により得られた資材を使用するよう努るものとする。

2 落札者の決定後

(1) 元請業者からの事前説明に関する事項

法第12条では、発注しようとする者は、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者から、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面の交付を受けて説明を受けることとされている。したがって、入札後契約までの間に、元請となろうとする業者が作成した説明書(別紙1)により説明を受け、その内容を把握するものとする。契約を変更する場合(説明書の内容が変更になった場合や新たに対象建設工事となった場合等)も同様とする。

(2) 施工計画書への添付

説明書は、施工計画書に添付させるものとする。

3 工事の契約時

(1) 請負契約書への記載事項

法第13条では、対象建設工事の請負契約においては、建設業法に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載した書面に署名、押印して相互に交付しなければならないとされている。

したがって、対象建設工事にあっては、解体工事に要する費用等(別紙2)を請負契約書に添付するものとする。設計変更により、解体工事に要する費用等(別紙2)の内容が変更になった場合にも変更契約書に添付するものとする。

(2) 解体工事と再資源化の区分

法第2条では、工事現場で建設資材ごとに分別して積込を行うまでの工程を解体工事とし、現場から運搬する以降を再資源化と定義しているので、解体工事費用と再資源化費用を分けて計上する場合は、この区分によるものとする。

なお、解体工事とは、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事であり、建築工事では建築物等の構造耐力上主要な部分を取り壊す工事が該当し、土木工事等では工作物の機能を失わせる工事(道路の場合、道路を撤去する工事)が該当する。

(3) 再資源化等施設の変更

工事の施工中に再資源化等施設を変更する必要が生じた場合には、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は「コンクリート塊等処理指定工場登録名簿」に、建設発生木材については、指定登録事業者に記載のある施設であれば変更を認めるものとする。

(参考資料8)

注)ただし、県土整備局で平成17年4月以降に発注する工事においては、建設発生木材については「建設発生木材等再資源化指定事業者登録名簿」に記載のある施設であれば変更を認めるものとする。県土整備局以外については、発注部局に隨時確認されたい。

4 工事の着手時

(1) 対象建設工事の事前通知

法第11条では、国又は地方公共団体が実施する対象建設工事は、あらかじめ知事(特定行政庁である市の区域では特定行政庁の長)に通知しなければならない。

したがって、発注者は、工事に着手する前に通知書(別紙3)を工事現場を管轄する受理機関に提出するものとする。工事区域が複数の行政庁にまたがる場合は、それぞれに提出するものとする。この際、郵送若しくは代行者が提出することも可能であるが、必ず工事着手前に到達するように措置すること。

(2) 公社等における届出義務

対象建設工事を通知することで足りる機関は、国及び地方公共団体以外にも政令の附則に定める機関が含まれており、本県では神奈川県道路公社及び神奈川県住宅供給公社が該当する。

したがって、上記2公社以外の機関にあっては、民間工事と同様、工事着手の7日前までに受理機関に届出をすることが義務付けられているので、適切に措置すること。

5 工事の施工時

(1) 適切な分別解体等及び再資源化等の促進

法第9条及び第16条によれば、適切な分別解体等及び再資源化等が義務付けられているのは当該工事の受注者であるが、発注者においても、国の基本方針に明記されているとおり、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(2) 変更に伴い対象建設工事となった場合

請負金額の増額に伴い対象建設工事となった場合や、当初では特定建設資材を使用しない工事であったものが、特定建設資材を使用することにより対象建設工事となった場合等については、着工前に通知書を受理機関に提出するものとする。

6 工事の完成時

(1) 元請業者から発注者への完了報告

法第18条第1項では、元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは発注者に報告しなければならないとされている。

したがって、工事完成時に元請業者から再資源化等報告書(別紙4)により報告を受けるとともに、再資源化等報告書は他の工事関係書類とともに保管しておくものとする。

(2) 再資源化等が不適切である場合

法第18条第2項では、発注者は、再資源化等が適正に行われなかつたと認められるときは、知事に対して適当な措置をとるべきことを求めることができるとされている。

したがって、再資源化等報告書の内容が法の趣旨に照らして不適当と認められるときは、工事区域を所管する地域県政総合センター環境部(指定都市等(横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市)にあっては、市の再資源化担当部局)と対応を協議すること。

3 建設リサイクル法の届出等 窓口一覧表

(1) 届出(公共工事では通知)受理窓口(分別解体等に関する窓口)

窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号
県 土 木 事 務 所	横須賀土木事務所 まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5	046-853-8800
	平塚土木事務所 建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
	厚木土木事務所 まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村	厚木市田村町2-28	046-223-1711
	東部センター 〃	海老名市、座間市、綾瀬市	綾瀬市寺尾本町1-11-3	0467-79-2800
	県西土木事務所 〃	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465-83-5111
特 定 行 政 厅	横浜市 産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8階	045-671-3446 3449
	川崎市 建築指導課(建築物等[解体・新築・リフォーム工事])	川崎市	川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル7階	044-200-3088
	技術監理課(土木等工事)		川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバーアクビル17階	044-200-2764
	横須賀市 建築指導課	横須賀市	横須賀市小川町11	046-822-8319
	藤沢市 建築指導課	藤沢市	藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111
相模原市	建築指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 (代表) 042-754-1111 (直通) 042-769-8253	
	鎌倉市 建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000
	厚木市 建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17市役所第二庁舎13階	046-225-2430
	平塚市 建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1 (代表) 0463-23-1111	
	小田原市 建築指導課	小田原市	小田原市荻窪300	0465-33-1435
秦野市 茅ヶ崎市 大和市	開発建築指導課	秦野市	秦野市桜町1-3-2	0463-83-0883
	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111
	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1	046-260-5426

(2) 再資源化に関する窓口

窓口	担当課	工事の場所	住所	電話番号
県 地 域 県 政 總 合 セ ン タ ー	横須賀三浦地域県政総合センター 環境課	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市日の出町2-9-19	046-823-0210
	県央地域県政総合センター 環境調整課	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
	湘南地域県政総合センター 環境調整課	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
	県西地域県政総合センター 環境調整課	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
	横浜市 産業廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8階	045-671-2513
指定 都 市 等	川崎市 廃棄物指導課	川崎市	川崎市川崎区東田町5-4 市役所第3庁舎16階	044-200-2581
	横須賀市 廃棄物対策課	横須賀市	横須賀市小川町11	046-822-8523
	相模原市 廃棄物指導課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-8335

(3) 法全般に関する窓口

	担当課	住所	電話番号
分別解体等に関すること	県土整備局事業管理部建設リサイクル課建設リサイクルグループ	横浜市中区山下町32	045-285-3203
再資源化等に関すること	県環境農政局環境部 資源循環推進課指導グループ	横浜市中区日本大通1	045-210-1111 内線4158

解体工事業者の登録に関することは、県土整備局事業管理部 建設業課建設業審査担当（045-313-0722（直通））になります。

4 建設リサイクル法関連のホームページのご案内

The screenshot shows the official website of Kanagawa Prefecture. At the top, there is a blue header bar with the Kanagawa Prefecture logo and the text "神奈川県 Smart Communication". Below the header, a navigation menu is displayed with categories: "暮らし・安全・環境", "健良・福祉・子育て", "教育・文化・スポーツ", "観光・名産", "産業・働く", and "電子県庁・県政運営・県勢". A sub-navigation bar below the main menu shows the current location: 【現在地】 ホーム > らし・安全・環境 > 身近な生活 > ごみ・リサイクル > 神奈川の建設リサイクル. On the right side of the header, there is a link to "印刷用ページを表示する" (Printable page) and the date "掲載日: 2011年10月26日". The main content area has a blue header bar with the title "神奈川の建設リサイクル". Below it, a section titled "住宅の解体・新築される家主の皆様へ" contains text about the law and links to various documents. A callout box points from the text "様式等のダウンロードができます。" to the "ダウンロード" link in the list of links.

【現在地】 ホーム > らし・安全・環境 > 身近な生活 > ごみ・リサイクル > 神奈川の建設リサイクル

神奈川の建設リサイクル

印刷用ページを表示する 掲載日: 2011年10月26日

住宅の解体・新築される家主の皆様へ

限られた資源を有効利用し、「資源循環型社会」を形成するため、建設廃棄物のリサイクルを推進する「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が施行されています。

住宅等を解体・新築する場合は、『分別』と『リサイクル』が必要です。また、工事に着手する7日前までに『届出』が必要です。

- [住宅の解体・新築される家主の皆様へ](#)
- [建設リサイクル法とは](#)
- [関係法令・指針](#)
- [分別解体と再資源化\(対象建設工事\)](#)
- [分別解体実施の手順](#)
- [工事の届出と報告](#)
- [届出窓口一覧表](#)
- [届出書様式・届出のしおりダウンロード](#)
- [Q&A](#)
- [解体工事業の登録・届出済シール](#)

↓ 様式等のダウンロードができます。

建設リサイクル法関連のホームページは、神奈川県ホームページ「神奈川の建設リサイクル」
《URL》 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/>

建設リサイクル法の仕組み

どうして規制？ 建設リサイクル法
建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等、再資源化等を促進することを目的として平成12年5月に成立し再資源化に繋がらないミニチ解体等の是正・抑止に役立っています。

再資源化に繋がらない分別なきミニチ解体

✓Check 1 分別解体等実施義務とは？

建設リサイクル法に基づき定める基準（事前調査を含めた分別解体等の手順と解体工事の作業手順等）に従い、建築物等に用いた特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別しつつ計画的に施工することが義務付けられています。

✓Check 2 特定建設資材とは？

①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建物資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリートのことです。

✓Check 3 分別解体等が義務付けられた対象建設工事とは？

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新工事等で、その規模に関する基準は次表のことおりです。

工事の種類	規範の基準
建築物の解体工事	床面積 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）の工事	請負代金の額 1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事を含む）	請負代金の額 500万円以上

✓Check 1 再資源化等実施義務とは？

分別解体等に伴つて生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等が義務付けられています。
※特定建設資材廃棄物とは、記述 Check 2 ①～④が廃棄物となつたもの

✓Check 2 再資源化とは？

次のように、特定建設資材廃棄物ごとに再資源化が行われています。
・コンクリート塊（①②が廃棄物となつたもの）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒ 再資源化し
・再生骨材（道路や埋戻に使用する材料）
・建設発生木材（③が廃棄物となつたもの）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒ 再資源化して再
生木質ボード（建築物の内装で使用する材料）、再生紙等
・アスファルト・コンクリート塊（④が廃棄物となつたもの）⇒ 産業廃棄物処分業者に搬出 ⇒
再資源化して再生加熱アスファルト混合物（道路等で使用する材料）

分別解体等実施義務

建設リサイクル法

再資源化等実施義務

✓Check 4 元請負業者に義務付けられていることは？

対象建設工事の元請負業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面を交付して説明しなければなりません。元請負業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し保存しなければなりません。

ちゃんと
分別しなきゃ
始まらないね!!!

✓Check 5 分別解体等の届出はいつまでにするの？

発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、知事又は市長に届出^{*}が義務付けられています。

✓Check 6 解体工事の実施に必要な資格は？

建築物等の解体工事の実施には、建設業許可か解体工事業者の登録が必要です。

✓Check 3 再資源化等の報告義務はあるか？

対象建設工事の元請業者に対して発注者への報告が義務付けられています。

✓Check 4 廃棄物処理法上の報告義務はあるか？

元請業者に対しては、廃棄物処理法においてマニフェスト^{*}の交付状況を都道府県知事に報告すること等が義務付けられています。

Q&A 「届出」って何？

「届出」とは、「行政庁に対し一定の事項を通知する行為であつて、法律等により直接に当該通知が義務付けられているものをいいう」とされています。このことから「届出が義務付けられている場合」つまり、「定められた期日」までに「定められた事項」を「届出する」必要があります。

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、収集運搬業者名、処理業者名、取扱い上の注意事項などを記入し、業者から業者へ産業廃棄物とともに渡されることにより、処理の流れを確認することができる書類です。

排出事業者が、業者から処理終了を記載したマニフェスト^{*}を受取ることで委託どおりに廃棄物が処理されたことを確認でき、不法投棄を未然に防ぐことができます。

「届出」には、ルールを守つて
リサイクルを
進めよう!!!

Q&A 「マニフェスト」って何？

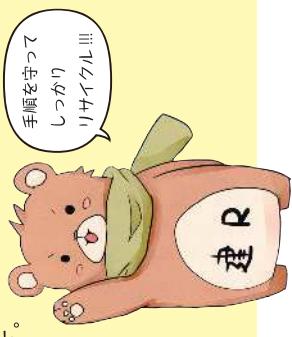
- 次のような違法行為は、根絶しましょう。
・分別なき解体（ミニチ解体）
・届出なき解体工事
・許可・登録なき解体工事の実施
やつてはならない
違法行為!!!

- Try 添付4 - 14

業務のポイント～建設リサイクル法!!（分別解体等実施の手順）

1 建築物等に関する調査の実施

対象となる建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等の調査を行います。



- ① 対象建築物に関する調査の結果・工事着手前に講ずる措置の内容
- ② 工事の工程の順序・工程ごとの作業内容、分別解体等の方法
- ③ 対象建築物に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み・その発生が見込まれる部分
- ④ その他分別解体等の適切な実施を確保するための措置

2 分別解体等の計画の作成

次の①～④を含む計画を作成します。

- ① 対象建築物に関する調査の結果・工事着手前に講ずる措置の内容
- ② 工事の工程の順序・工程ごとの作業内容、分別解体等の方法
- ③ 対象建築物に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み・その発生が見込まれる部分
- ④ その他分別解体等の適切な実施を確保するための措置

3 工事着手前措置の実施

工事の実施前の作業場所・搬出経路の確保等を図ります。また、残存物品等、特に家電リサイクル法の対象物^{*}について、発注者が事前に搬出を行ったか確認します。

*家電リサイクル法の対象物とは、①エアコン②テレビ（ブラウン管式、液晶、プラズマ）③電気冷蔵庫、冷凍庫④電気洗濯機、衣類乾燥機です。

アスベスト（石綿）含有建材使用建築物の分別解体に係る注意点
新築工事の場合も、1 建築物等に関する調査の実施 2 分別解体等の計画の作成
3 工事着手前措置の実施 4 工事の適正施工 の順に行います。

4 工事の適正施工

2 計画に基づき解体工事を適正に施工します。

工事は、技術・安全管理上等の条件を踏まえ、必要に応じて手作業又は、手作業・機械作業の併用により行います。
※工事の際は、標識を設置します。

【建築物の標準的な作業手順】

1 建築設備・内装材等の取り外し



「石綿含有建材（写真はビニル床タイル）は、他の建材と混ざらないよう個別包装から手作業により取り取り、搬出しなければなりません。」

2 屋根ふき材の取り外し



3 外装材・上部構造部分^{**}の取壊し



4 基礎及び基礎ぐいの取壊し

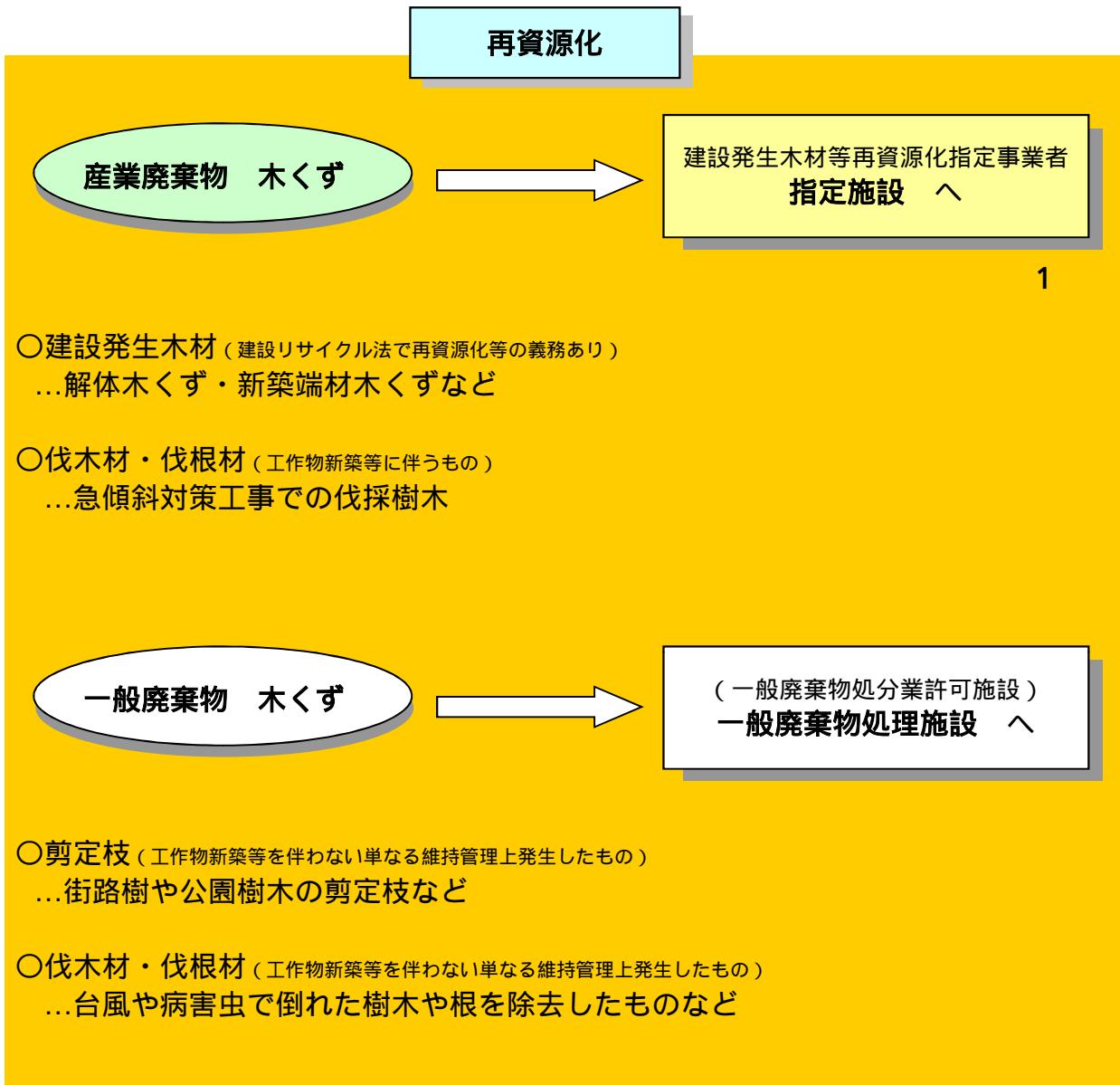


*「上部構造部分」とは構造耐力上重要な部分のうち、基礎・基礎ぐいを除いた部分のこと。

「みんなで進むようがながわの建設リサイクル!!」ブックレット(<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/>)抜粋

5 県土整備局発注工事における建設発生木材等の取扱いについて

県土整備局発注工事においては、平成17年4月から、建設発生木材等をあらかじめ指定事業者として登録した者（指定事業者）の施設で再資源化することで、不適正処理を防止するとともに一層のリサイクルを推進することとしました。



1

指定事業者の登録名簿は、
神奈川県ホームページ「建設発生木材等再資源化指定事業者 登録名簿」
《URL》<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4071/p11964.html>

6 建設副産物実態調査（センサス）

調査目的 建設副産物の処理実態を把握するために実施する統計調査

調査票の種類

1 再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事用 -

搬入する建設資材 9品目

該当品目がない場合には、「その他の建設資材」のタブに入力する。

2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事用 -

搬出する建設副産物 15品目

調査対象工事 資材の使用、建設副産物の発生の有無にかかわらず 100万円以上の全工事が対象

調査方法 「建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書」に記載された方法
に従って、『CREDAS 入力システム（Ver.2015.11.04）』によりデータを作成する。

* CREDAS 入力システムは国土交通省のホームページからダウンロード可能です。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

契約時点でのデータを入力後「再生資源利用 { 促進 } 計画書」を印刷し施工計画書に添付

工事完成時に最終データを入力し「再生資源利用 { 促進 } 実施書」に書き換え

「実施書」に基づき提出用電子データを作成

「実施書」を印刷し監督員の確認を受ける

工事完成時に提出用電子データを監督員に提出

完成図書に「実施書」を添付

【建設副産物実態調査入力例】

登録内容変更

工事ID [1] 計画 実施 削除フラグ データチェック

工事概要: **建設資材利用** 建設副産物発生・搬出 |

コンクリート |コンクリート及び鉄 |木材 |アスファルト混合物 |土砂 |碎石 |塩化ビニル管・維手 |石膏ボード |その他の建設資材 |

コンクリート

建設資材(新材を含む全体の利用状況)			左記のうち、再生資材の利用状況					再生資源利用率 (B)/(A)*100	
小分類 規 格	利用用途 供給元の住所	利用量(A) (トン)	工事等の名称 選択	供給元種類 (地先)	施工条件内容 再生資材名称	再生資材 利用量(B) (トン)			
1ヵ所目									

新材を含む、全体の利用状況を入力する。

建設リサイクル資材(再生資源等)の利用状況を入力する。

合計

合計	(トン)	(トン)	(トン)	行追加
----	------	------	------	-----

表示されている場合は、入力間違いがないかどうか確認する。

赤字: 入力必須 青字: 入力不可

前の登録工事へ

次の登録工事へ

登録

エラー項目：赤で表示

警告項目：黄色で表示

登録内容変更

工事ID [2] 計画 実施 削除フラグ

工事概要: **建設資材利用** 建設副産物発生・搬出 |

第一種建設発生土 廃塩化ビニル管・維手 コンクリート塊	第二種建設発生土 廃プラスチック 建設木材A	第三種建設発生土 廃石膏ボード アスファルト・コンクリート塊	第四種建設発生土 紙くず その他がれき類	浚渫土 アスベスト 建設木材B	その他の廃棄物 建設汚泥	建設発生土合計 混合状態の廃棄物 金属性くず
-----------------------------------	------------------------------	--------------------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------	------------------------------

建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)

①発生量 ①=②+③+④	現場内利用		減量化		④現場外 搬出量合計 (トン)	⑤再生資源 利用促進量 (主1) (トン)	再生資源利用 促進率 (②+③+⑤)/① *100
	用途	②利用量 (トン)	改良分	減量法			
0.0 (トン)					0.0 (トン)	0.0 (トン)	

現場外搬出について

搬出先名称 搬出先場所(区市町村名)	区分 搬出先場所(地先)	施工条件 運搬距離 km	搬出先の種類 搬出先	④現場外 搬出量 (トン)	改良分
搬出先1 選択					

搬出先の情報を入力。

注1: ④のうち搬出先の種類コードが1~6の合計

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設木材 A・B
については、指定工場・指定事業者に
搬出し、コードは5を入力する。

赤字: 入力必須 青字: 入力不可

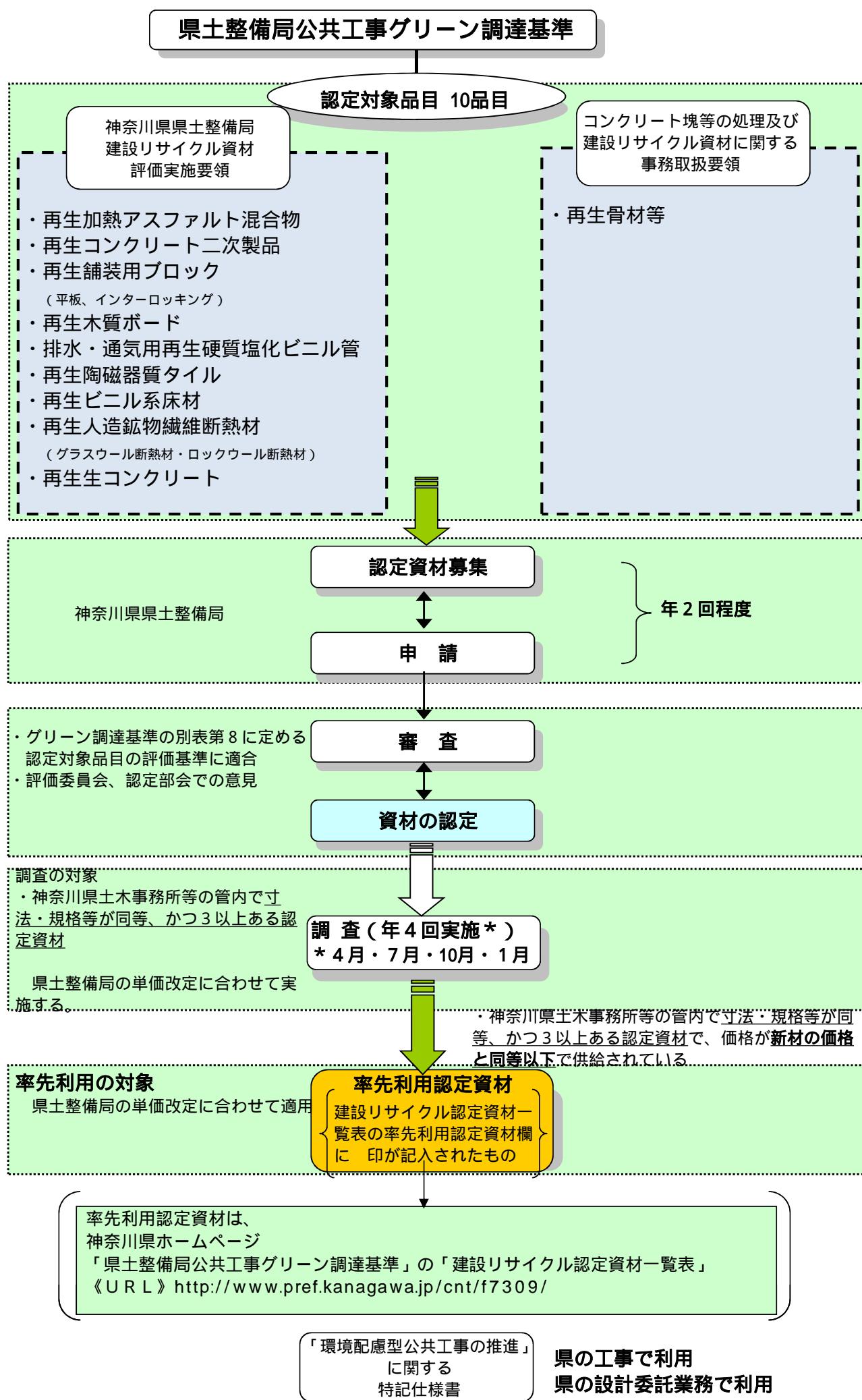
前の登録工事へ

次の登録工事へ

登録キャンセル

登録作業の完了

7 県土整備局における「建設リサイクル資材」の率先利用について



設計委託業務における「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書

工事における「環境配慮型公共工事の推進」に関する特記仕様書

神奈川県はISO14001 (JIS Q 14001 : 2004) の規格の要求事項に基づいて、環境配慮型公共工事の推進を実行項目として、様々な環境配慮に資する設計を行うこととしている。

また、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針や国土交通省等の調達方針等も鑑み、公共工事で使用する様々な物品についてリサイクル材など環境配慮型の建設機材を使用する基準（県土整備局公共工事グリーン調達基準）を設けている。

よって、本業務においても、工事目的物の品質、使用する資材の価格等を十分考慮した上で積極的に環境配慮を心がけた設計を行うこと。

また以下の点について、設計を行う上に十分考慮することとする。

1. 成果品は、再生紙を使用し、両面コピーを行い、資源の有効利用を図ること。
2. 設計で利用する資機材等は、神奈川県のホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7309/>)に掲載された「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の利用方針を参考にすること。
また、下表の認定対象品目のうち、レ印が記入されたものについては、神奈川県のホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7309/>)に掲載された「神奈川県県土整備局建設リサイクル認定資材一覧表」の「率先利用認定資材」欄に「印が記入されたものについては、その中から利用すること。
3. 設計箇所の現場状況を充分考慮し、自然環境の保全に努めること。
4. 施工を考えた設計に心がけ、建設廃棄物の発生抑制を心がけること。
5. 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」等の趣旨に基づいて「再生砕石」、「再生加熱アスファルト混合物」の使用を推進すること。また、建設発生木材、建設汚泥についても発生抑制、再利用の方法を検討し、できるだけ廃棄物が生じない工夫を行うこと。

(適用日)

この特記仕様書は、平成27年4月10日から適用する。

**県土整備局公共工事グリーン調達基準
(特定調達品目)**

資材	建設汚泥から再生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェニックスルガ用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェニックスルガ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	間伐材	高炉セメント	フライアッシュセメント
	エコセメント	透水性コンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	下塗用塗料（重防食）	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料
	高日射反射率塗料	パークたい肥	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	環境配慮型道路照明	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	断熱サッシ・ドア
	製材	集成材	合板
	単板積層材	フローリング	照明制御システム
	変圧器	吸収冷温水機	氷蓄熱式空調機器
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機	ポンプ
	自動水栓	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洋風便器
	再生材料を使用した型枠	合板型枠	
	建設機械	低騒音型建設機械	
	工法	低品質土有効利用工法	コンクリート塊再生処理工法
	目的物	路上表層再生工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
		路上再生路盤工法	
		泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
		排水性舗装	透水性舗装
			屋上緑化

(認定対象品目)

資材	<input type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物	<input type="checkbox"/> 再生骨材等	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート二次製品
	<input type="checkbox"/> 再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック)	<input type="checkbox"/> 再生木質ボード	<input type="checkbox"/> 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
	<input type="checkbox"/> 再生陶磁器質タイル	<input type="checkbox"/> 再生ビニル系床材	<input type="checkbox"/> 再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスワール断熱材・ロックウール断熱材)
	<input type="checkbox"/> 再生生コンクリート*		

* 再生生コンクリートは、裏込めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等、高い強度・高い耐久性が要求されない、または、乾燥収縮・凍結融解の影響を受けにくい部材及び部位に使用すること。

ただし、建築基準法上の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である建築基準法施行令第144条の3で定める部分には使用しない。

**県土整備局公共工事グリーン調達基準
(特定調達品目)**

資材	建設汚泥から再生した処理土	土工用水砕スラグ	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェニックスルガ用いたケーソン中詰め材	地盤改良用製鋼スラグ	高炉スラグ骨材
	フェニックスルガ骨材	銅スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材
	間伐材	高炉セメント	フライアッシュセメント
	エコセメント	透水性コンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
	下塗用塗料（重防食）	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	高日射反射率塗料
	高日射反射率塗料	パークたい肥	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
	環境配慮型道路照明	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	断熱サッシ・ドア
	製材	集成材	合板
	単板積層材	フローリング	照明制御システム
	変圧器	吸収冷温水機	氷蓄熱式空調機器
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	送風機	ポンプ
	自動水栓	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洋風便器
	再生材料を使用した型枠	合板型枠	
	建設機械	低騒音型建設機械	
	工法	低品質土有効利用工法	コンクリート塊再生処理工法
	目的物	路上表層再生工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
		路上再生路盤工法	
		泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
		排水性舗装	透水性舗装
			屋上緑化

(認定対象品目)

資材	<input type="checkbox"/> 再生加熱アスファルト混合物	<input type="checkbox"/> 再生骨材等	<input type="checkbox"/> 再生コンクリート二次製品
	<input type="checkbox"/> 再生舗装用ブロック (平板、インターロッキングブロック)	<input type="checkbox"/> 再生木質ボード	<input type="checkbox"/> 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管
	<input type="checkbox"/> 再生陶磁器質タイル	<input type="checkbox"/> 再生ビニル系床材	<input type="checkbox"/> 再生人造鉱物繊維断熱材 (グラスワール断熱材・ロックウール断熱材)
	<input type="checkbox"/> 再生生コンクリート*		

* 再生生コンクリートは、裏込めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等、高い強度・高い耐久性が要求されない、または、乾燥収縮・凍結融解の影響を受けにくい部材及び部位に使用すること。

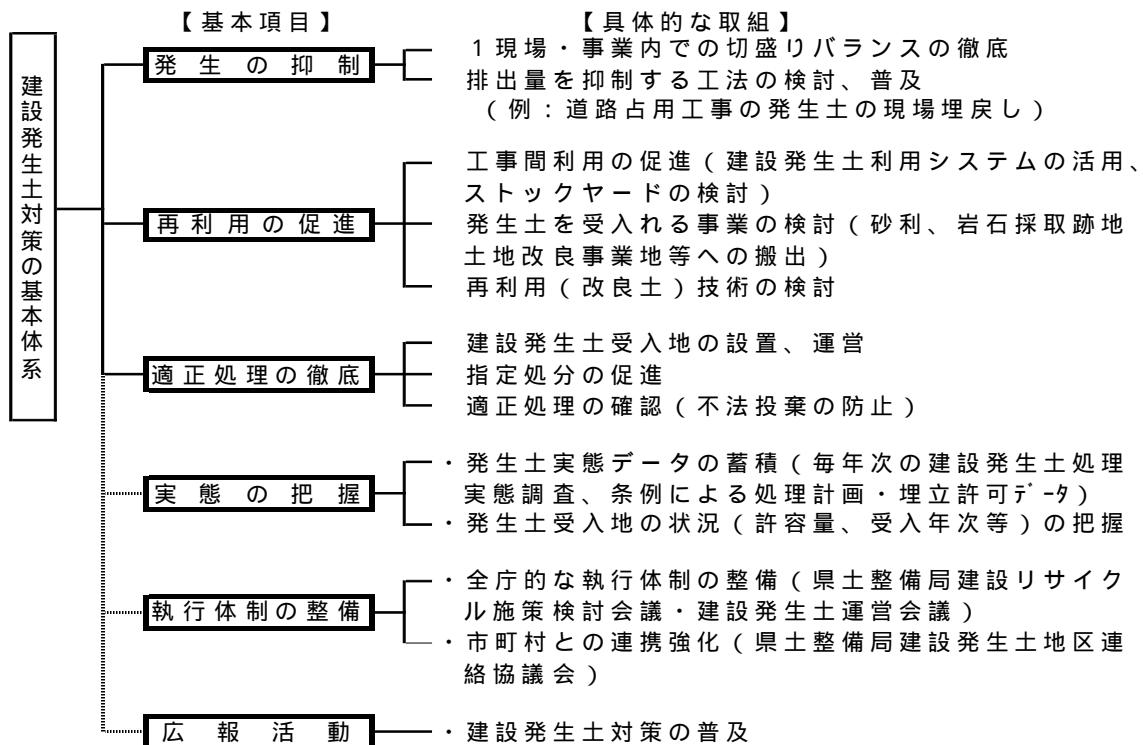
ただし、建築基準法上の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である建築基準法施行令第144条の3で定める部分には使用しない。

土砂の適正処理について

1 公共建設発生土対策について

(1) 建設発生土対策の基本体系

- ・県では、工事発注者の責務として建設発生土の適正処理を推進しています。
- ・「発生の抑制」「再利用の促進」「適正処理の徹底」を3本柱に施策を推進しています。



(参考)

建設副産物適正処理推進要綱

(平成5年1月12日建設省経建発第3号、建設事務次官通達)

(平成14年5月30日改正国官総第122号他)

要旨：処理する方法、処分先や受入条件を明示するとともに必要な経費を計上する。

搬出の抑制及び工事間の利用の促進

事業執行における積算等の留意事項について

(平成4年8月5日建設省厚発第321号他、建設大臣官房地方厚生課長他通知)

要旨：原則として指定処分とする

条件明示について

(平成14年3月28日国官技第369号、国土交通大臣官房技術調査課長他通知)

要旨：残土の受入場所、距離、時間等の条件、再利用及び減量化の内容を設計図書に明示する。

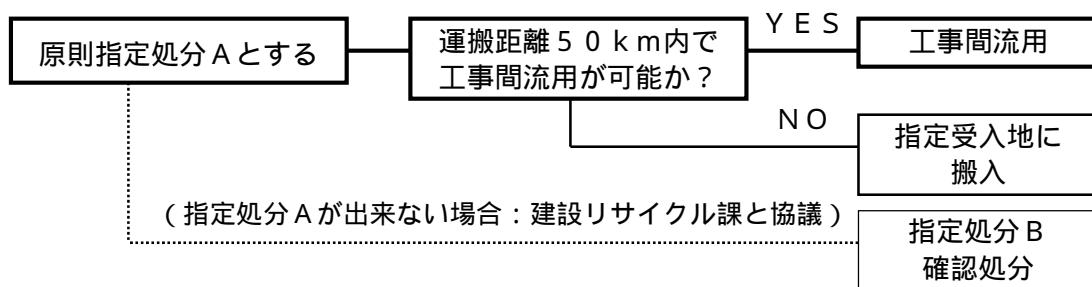
公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について

(平成18年6月12日国官技第47号他、大臣官房技術調査課長他通知)

要旨：発生土は原則として50kmの範囲の他の建設工事へ搬出、発生土を利用する場合は50kmの範囲の他の建設工事の発生土を利用する。

(2) 公共建設発生土の処理実務

処理方法の決定フロー



不良土（第4種建設発生土や浚渫土砂等）の処理については、脱水処理（天日干し等）や改良材混合等の土質改良を行い、上記フロー図により処理する。（建設汚泥は、建設廃棄物として処理する。）

不良土を指定受入地にて処理する場合、次の処理方法について経済比較を行い、安価な処理方法を採用する。

- 1 土質改良により通常（第1～3種建設発生土）の指定受入地へ搬入する。
(ただし、受入地により改良土の受入を行わない場合があるので注意)
- 2 不良土のまま受入が可能な、指定受入地へ搬入する。

指定処分 A

処理方法	設計又は見積の時点で建設発生土の受入地を指定して処理する方法
受入地の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂を必要とする工事箇所（工事間利用） ・土砂の再利用になる受入地（（公財）神奈川県都市整備技術センター受入地、砂利・岩石採取跡地、その他公的受入地） ・その他
処理料金	受入地ごとに設定した料金
運搬距離	50kmを上限とした実距離

例外的な処理

指定処分 A にできない理由がある場合

処理方法	設計または見積の時点で建設発生土の受入地を指定しないで処理する方法	
受入地の種類	工事請負者に受入地を選定させ、確認届を提出させ、適正を確認した受入地	
処理名称	指定処分 B	確認処分
摘要	1工事 1,000m ³ 以上	1工事 1,000m ³ 未満
運搬距離	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に基づいた距離を計上し、受入地が決まった時点で50kmの範囲内で変更する。 なお、受入地が複数の場合は、受入地ごとに変更する。 ただし、受入地が県外の場合は変更しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態に基づいた距離を計上する。 ・受入地によって距離の変更はしない。

(3) 建設発生土積載時等の注意

標準現場説明書による施工条件明示

ア 明示した内容

契約履行にあたっての留意事項中に以下 2 項目を明示した。

- 「(7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。」
- 「(8) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号) を遵守してください。」

イ 県土整備局工事標準現場説明書（抜粋）

（平成 26 年 5 月 16 日適用）

B 契約履行にあたっての留意事項

5 県公共工事における工事用貨物自動車等による過積載の防止等

請負者は、工事施工に伴うコンクリート打設、土砂及び工事用資材等を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を守ってください。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込みます、また積み込ませないでください。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないでください。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土、建設廃棄物の搬出及び工事用資材等の購入等にあたっては、下請契約における受注者及び資材等納入業者の利益を不当に害することのないようにしてください。
- (4) 不正改造大型貨物自動車は使用しないでください。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和 42 年 8 月 2 日法律第 131 号) を遵守し、同法第 12 条に規定する交通事故の防止を図るための措置等の事項について取り組んでいる者の使用の促進に努めてください。
- (6) 下請契約における受注者又は資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し大型貨物自動車等で悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除してください。
- (7) 土砂、工事用資材等の積載状態の管理にあたっては、荷積みの高さが枠を超えない水平積み運動を徹底してください。
- (8) ディーゼル自動車等の使用にあたっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号) を遵守してください。
- (9) 以上のことについて下請契約における受注者を指導するとともに、工事現場に「不正改造大型貨物自動車の排除の徹底」の掲示を行ってください。

(参考) ダンプトラックの荷姿について

H24.4月より10tダンプ車両
の積載土量が変更となつて
います。

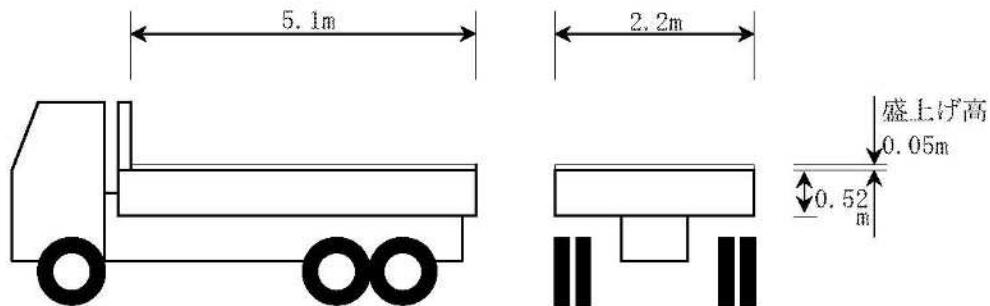
○10t車の積載土量(発券土量)

土質	地山土量	変化率	ほぐし土量
粘性土	5.277m ³	1.3	6.860m ³

○荷姿検証(盛上げ高0.05mの積載土量)

$$6.860\text{m}^3 > 6.395\text{m}^3 = 5.834\text{m}^3 \text{ (平均的荷台容量)}$$

+ (長さ5.1m×幅2.2m×高さ0.05m)



※ 10t車現行販売車両の荷台寸法(メーカーWEBサイトから)

メーカー	車種	最大積載量(t)	荷台寸法(長さ×幅×高さ)
いすゞ	LKG-CXZ77AT-KDH-M	9.5	5.1m×2.2m×0.52m
日野	BDG-FS1EKXA	9.5	5.1m×2.2m×0.52m
三菱ふそう	LKG-FV50	9.2	5.1m×2.2m×0.52m

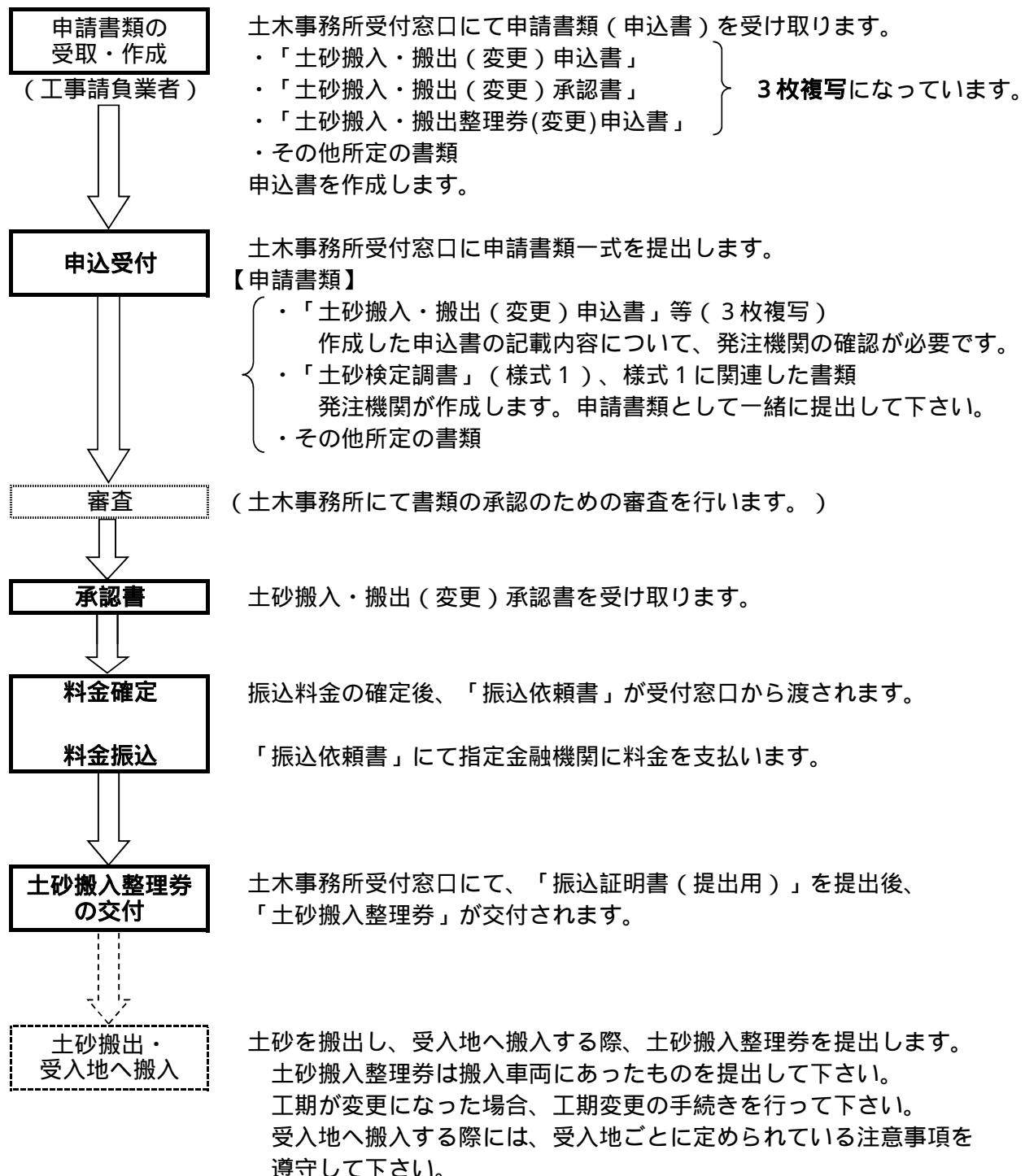
(平成24年3月26日現在)

↓
10t車の平均的荷台容量

$$\underline{5.834\text{m}^3} = \text{長さ } 5.1\text{m} \times \text{幅 } 2.2\text{m} \times \text{高さ } 0.52\text{m}$$

(4) 「土砂搬入整理券」の申請から交付までの流れについて

次に示す手続きの流れは、公共受入地であって（公財）神奈川県都市整備技術センターが関与している受入地に、建設発生土を搬出する場合の流れを示したものです。



* 株建設資源広域利用センター(UCR)受入地については、上記手続きと基本的な流れは変わりませんが、申込書の名称、申請書類等に異なる点がありますので、土木(治水)事務所受付窓口にて手続きを確認して下さい。

* 政令市(川崎市)受入地や他の民間受入地については、それぞれ上記手続きと異なりますので、発注機関担当者に確認の上、建設発生土の搬出手続きを行って下さい。

(5) 「県土整備局工事に係る土砂検定基準」について

「県土整備局工事に係る土砂検定基準」の概要

「県土整備局工事に係る土砂検定基準」の概要 [H25.4.1改正版]

検定対象となる工事

河川等から土砂搬出する工事

河川等とは…

- ・1級・2級河川、準用河川、普通河川
- ・砂防指定渓流
- ・港湾、沿岸海域
- ・水路等(雨水幹線、都市下水路、幹線農業用水路等)

河川等以外で、1,000m³以上 の土砂を搬出する全工事

ガソリンスタンド、残土置場、

産業廃棄物処分場、軍需工場
として利用されていた土地

過去に、他の土地から搬入した

土砂により造成された土地

過去に、有害物質を含む廃棄物
が不法投棄された土地

PRTR法に基づく届出事業者のうち、
特定有害物質を使用していた事業者
の敷地

以上のような土地から土砂を掘削して
搬出する工事

土地履歴確認の対象となる工事

河川等以外で、1,000m³未満の土砂を 搬出する工事

(現道内の工事を除く)

土地使用履歴の調査

「有害物質使用特定施設」に係る
工場又は事業場の敷地であった土地
から土砂を掘削して搬出する工事

土壤汚染対策法第3条第1項に規定
されている、有害物質を製造、使用
または処理をする施設のことをいい
ます。

ただし、土壤汚染対策法に基づく「土壤汚染状況調査」を実施した結果、土壤の特定有害物質による
汚染状態に係る基準に適合する場合は、この結果をもって検定試験の対象から除外できます。

検定試験の実施

試料採取方法：掘削面積900m²ごとに1箇所(5点混合法)

ただし、河川等から土砂を掘削して搬出する工事は、流下方向に50m毎、
横断方向に50m毎に1箇所(5地点まで混合可能)

検定項目：溶出量調査26項目、含有量調査 9項目

基準超過項目あり

基準超過項目なし

基準不適合
土砂(汚染土壤)

基準適合土砂

「土砂搬入・搬出申込書」+「土砂検定調査(様式1)」により搬入承認を申請

詳細調査の方法や基準超過土砂の
処分方法は、関係環境部局と協議し、
適切に処分を行ってください。

指定処分

(5) 土砂検定調査(様式1)の記入例 《道路維持工事の場合》

工事名: 平成 年度 交通安全施設補修工事(県単) 搬出土量: 120 m³

工事概要: 県道の道路区域内における車両用防護柵の設置・撤去

備考: STEP2「土壤汚染のおそれがある土地に係る調査」について、該当していないことを確認済み。

土砂検定調査

平成25年4月版
(様式1)

平成〇〇年〇月〇〇日

神奈川県〇〇土木事務所長殿

発注機関	神奈川県〇〇土木事務所 道路維持課 交通安全施設班			
工事件名	平成〇〇年度 交通安全施設整備工事(県単)			
工事箇所	〇〇市〇〇2丁目 地内			
工事契約年月日	平成〇〇年〇月〇〇日	搬出予定期間	平成〇〇年〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇月〇〇日	
区分	調査事項		備考	
STEP1	受入地名	〇〇市〇〇 受入地	土量 120 m ³	
	土質	<input type="checkbox"/> 粘性土 <input checked="" type="checkbox"/> 砂質土 <input type="checkbox"/> 礫質土 <input type="checkbox"/> 改良土	STEP2へ	
	土壤汚染対策法	<input type="checkbox"/> 法に基づく土壤汚染状況調査の結果、基準に適合することを確認した	土壤汚染のおそれなし	
STEP2	「その他土壤汚染のおそれがある土地」に係る調査		<input type="checkbox"/> 該当あり STEP7へ <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし STEP3へ	
			<input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事でない <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する工事である	STEP4へ
STEP3	「河川等」から土砂を掘削して搬出する工事の判別		<input type="checkbox"/> 河川等から土砂搬出する工事である <input type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事でない	STEP7へ
			<input type="checkbox"/> 1,000m ³ 以上土砂搬出する工事である	STEP5へ
STEP4	1,000m ³ 以上の土砂を掘削して搬出する工事の判別		<input type="checkbox"/> 対象である <input type="checkbox"/> 河川等の除外規定に該当する <input checked="" type="checkbox"/> 現道内工事かつ搬出土量1,000m ³ 未満のため、「対象でない」 <input checked="" type="checkbox"/> 添付資料(必須):工事箇所の位置図	STEP5(ア)へ 土壤汚染のおそれなし
	土地履歴調査の対象かどうかの判別			
STEP5	調査対象地の所在地 (調査対象地の所在地を地番まで記入して下さい)			
	(ア) 特定事業場名簿等DBによる土地履歴調査		工事箇所の位置図(住宅地図等に掘削予定箇所を記入し、現道内工事であることが分かるもの)を必ず添付してください。	
STEP6	添付資料(STEP6を実施した場合は必須です。)			
	(イ) STEP5で検索された特定事業場名		別添「検索結果一覧」シート 参照	
	(ウ) STEP5で検索された特定事業場の所在地		別添「検索結果一覧(合計)」シート 参照	
	①現行の地図による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	地図上に、(ア)と(ウ)の位置を記入して添付すること	STEP6②～⑤へ 土壤汚染のおそれなし
	②登記簿による調査	<input type="checkbox"/> 土地登記簿 <input type="checkbox"/> 法人登記簿	(ア)が(イ)に所有されていた履歴 (イ)が(ア)を所有していた履歴	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
	③過去の航空写真による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	航空写真提供機関名称	撮影年月日
	④過去の住宅地図等による調査	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし	参照地図名	地図調製年月日
	⑤開闢による確認	<input type="checkbox"/> 該当箇所あり・不明 <input type="checkbox"/> 該当箇所なし		聞き取り対象者名
	調査結果 (①で「該当箇所あり・不明」と判定された場合、②～⑤をいずれか一つ以上調査すること)	<input type="checkbox"/> 「該当箇所あり・不明」 <input type="checkbox"/> 「該当箇所なし」		STEP7へ 土壤汚染のおそれなし
	調査対象物質	溶出量基準:全26項目 含有量基準:全9項目 その他[]		
試料採取日	平成 年 月 日	調査実施日	平成 年 月 日	
調査対象面積	m ²	検定試験を行う検体の数量	検体	
調査機関名				
添付資料(すべて必須です)	<input type="checkbox"/> 調査対象地の位置図 <input type="checkbox"/> 検定試験結果証明書(様式2) <input type="checkbox"/> 写真			
調査結果	<input type="checkbox"/> 基準超過項目あり		<input type="checkbox"/> 基準超過項目なし	
備考				
調査結果	<input checked="" type="checkbox"/> 土地履歴調査等(STEP1～6) <input checked="" type="checkbox"/> 土壤汚染のおそれなし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可能)		<input type="checkbox"/> 検定試験の実施(STEP7) <input type="checkbox"/> 基準超過項目あり →「基準不適合土砂」(搬入申し込み不可) <input type="checkbox"/> 基準超過項目なし →「基準適合土砂」(搬入申し込み可能)	

上記の記載事項について、確認しました。

区分	発注機関	所属	職・氏名	電話番号
確認者(☆注)	〇〇土木事務所	道路維持課	課長 ○○ ○○	印〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
確認者(工事監督員)	〇〇土木事務所	道路維持課交通安全施設班	技師 ○○ ○○	印〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

☆注 発注機関確認者は、工事主管課長または統括者です。

本様式(様式1)の電子データは、神奈川県ホームページ「公共建設発生土の土壤汚染対策」
〈URL〉 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4330/p309211.html> から入手できます。

(5) 「国土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書
(参考)

公共機関

土壤汚染対策法第3条第1項の規定に基づく指定調査機関
計量法第107条の規定に基づく計量証明事業登録を受けた事業者
(5) 検定試験
上記(2)で作成した検体について、溶出量調査については平成15年環境省告示
18号に定める方法で、含有量調査については平成15年環境省告示第19号に定める
方法で調査してください。試験項目や基準値は、別表1、別表2のとおりとする。

第1条(適用範囲)
本特記仕様書は、当該工事(業務)である平成 年度 工事(委託)で実施する検定
試験に適用され、必要な事項について定めるものである。

第2条(検定試験)
検定試験とは、「国土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する土壤汚染に係る調査をいう。

第3条(調査対象等)
受注者は、下記の事項を監督員(調査職員)に確認してから試料採取を行うこと。

- (1) 調査対象の位置 及び範囲
- (2) 調査対象面積
- (3) 試料採取位置と検体の作成方法
- (3) 調査対象物質

第4条(調査方法)
検定試験は、原則として、以下の方法により実施すること。

(1) 試料採取位置の選点
河川等において土砂を掘削して搬出する工事

上記の方法により難い場合は、搬出土量900m毎に1試料を採取する。

(2) 試料採取と検体の作成
上記(1)で選点した試料採取位置において、表層(地表から深さ5cm)及び深さ5~
50cmの土壤をそれぞれ分けて均等に採取し、等量(重量)ずつ混合してそれぞれの区画
に該当する工事など、土壤をもたらす有害物質の使用施設、保管施設の場所等、使用状況を明確に把握できる場合は、「土壤汚染のおそれの区分の分類」

に応じて単位区画を設定し、試料採取位置を選点することができる。
試料採取位置を参考に、流下方向に50m毎、横断方向に50m毎に1箇所となるよう單
位区画を設定し、その中央に試料採取位置を選点する。
試料採取位置を復元できるよう、オフセット測量等の簡易な方法で試料採取位置を
確認すること。(詳細調査を実施する場合の参考とするため。)

上記の方法により難い場合は、搬出土量900m毎に1試料を採取する。
(例:図Aの場合、1L~5L及び1R~5Rの10区画)を代表する試料とする。
検定試験は、それぞれの区画を代表する試料を1検体として実施する。

各区画で採取した試料を、5地点分まで均等に混合して1検体とすることができる。
(例)図Aの場合、1L~5Lを混合 検体L、1R~5Rを混合 検体R

(3) 写真撮影 (写真撮影例) 参照
試料採取地點にポールを立て、全体を写真撮影すること。

各試料採取地點を写真撮影すること。(採取資料、採取穴及び穴の深さが明確になるよ
うに)
(4) 検定機関
検定試験は、以下に該当する機関が実施すること。

下水処理場、清掃工場、衛生試験場、研究施設等の公共施設内の工事
調査時点で当該事業場が操業中であるなど、土壤汚染をもたらす有害物質の使用状
況を確認できる資料や正確な情報を得られる限り対象者がいる場合

「土壤汚染のおそれの区分の分類」と「単位区画の設定頻度」

番号	土壤汚染のおそれの区分	単位区画の設定	試料採取、検体作成の頻度
1	土壤汚染が存在するおそれがある 比較的多いと認められる土地 (2又は3以外の土地)	100 m ² 毎	単位区画毎に試料採取し、検体を作成する。
2	少ないと認められる土地	900 m ² 毎	単位区画毎に5箇所で試料採取し、検体を作成する。 (5地点均等混合法)
3	ないと認められる土地	設定しない	試料採取しない

ウ) 上記ア、イ) により難い場合は、搬出土量 900 m³毎に 1 試料を採取する。

(2) 試料採取と検体の作成

上記(1)で選点した試料採取位置において、表層(地表から深さ5cm)及び深さ5~50cmの土壤をそれぞれ採取して均等(重量)に混合し、該当地点の試料とする。さらに、単位区画毎に各試料を均等(重量)に混合し、それぞれの区画を代表する検体とする(5地点均等混合法)。

例) 図 B の場合、(単位区画 a) 1 ~ 5 の試料を混合 検体 a 、(単位区画 b) 1 ~ 5 の試料を混合 検体 b
地表面がコンクリートやアスファルト等で被覆されている場合やアスファルト等の下に砕石や砂利がある場合には、それらを除いた土壤表面を基準に採取深度を設定する。検定試験は、それぞれの区画を代表する検体毎に行う。

(3) 写真撮影

試料採取地点にポールを立て、全体を写真撮影すること。
各試料採取地点を写真撮影すること。（採取資料、採取穴
るように）
各試料採取後、各単位区画の中央の地点に 5 点分の試料を

(4) 検定機関 「河川等において土砂を掘削して搬出する工事」(4)と同じ
 (5) 検定試験 " (5)と同じ
 (6) 報告書作成 " (6)と同じ

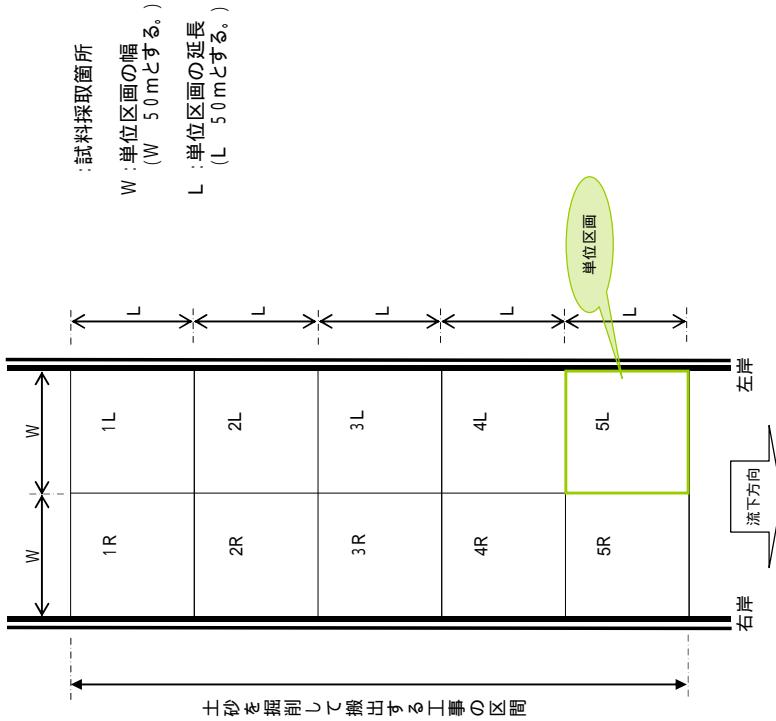
検定試験の結果について、必ず「検定試験結果証明書」(様式 2)を用いて報告す
(ノ) ていつ世

検定試験は、試料採取後、速やかに実施すること。

第七名（その他）

この特記仕様書に定める事項に疑惑が生じた場合は、監督員（調査職員）と協議するものとする。

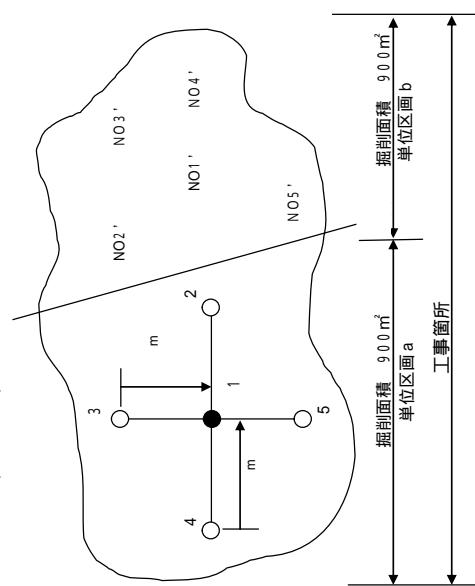
A



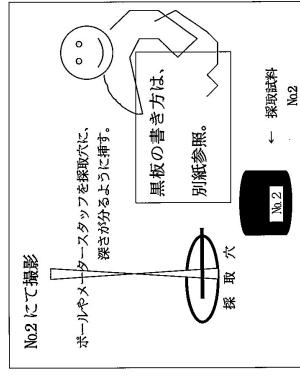
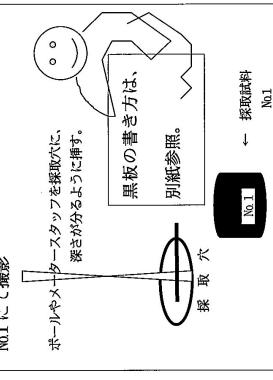
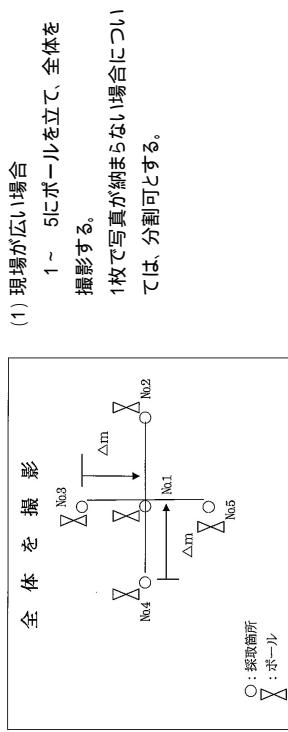
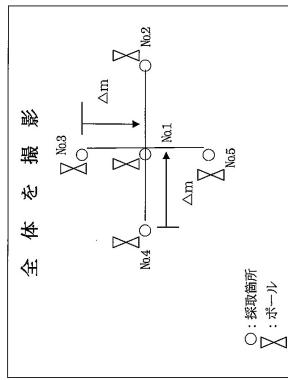
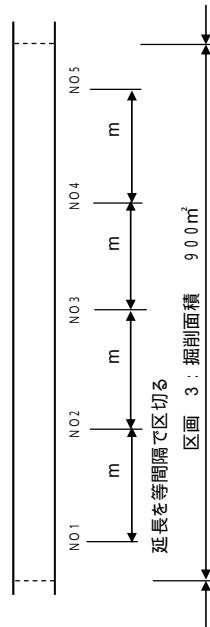
写真撮影例（図Bの場合）

図B

(面的な整備の工事の場合) 偏らないう採取地点(1~5)を決定する。

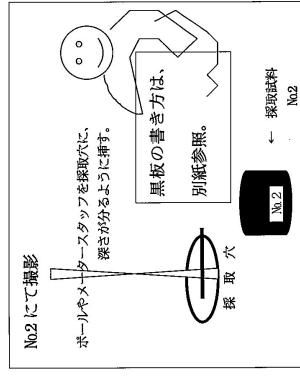
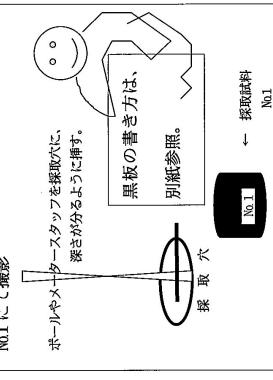


(延長が長い工事の場合)

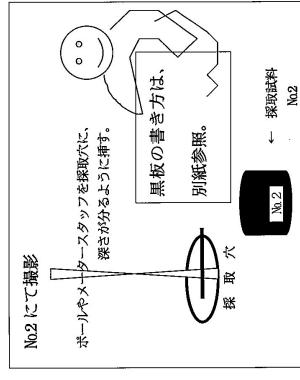
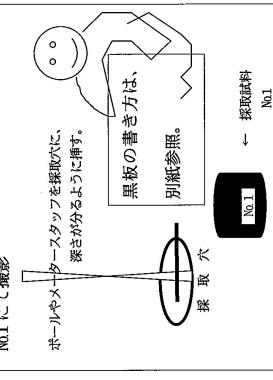


(1) 現場が広い場合
1~5にボーリングを立て、全体を撮影する。
1枚で写真が納まらない場合には、分割可とする。

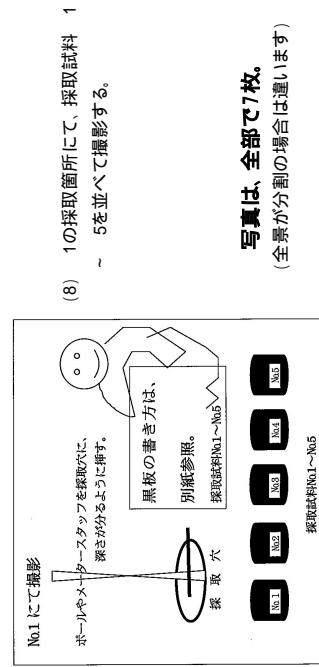
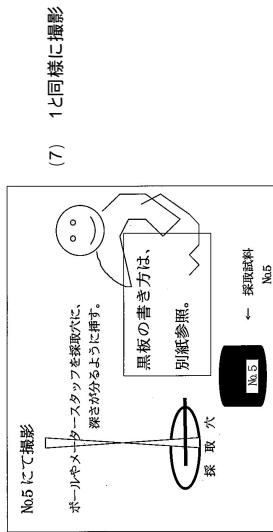
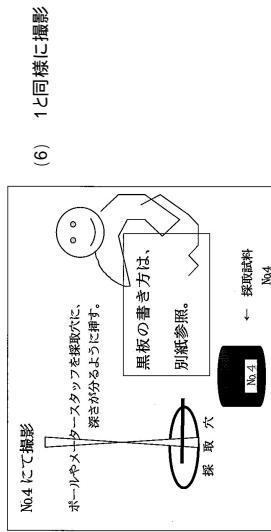
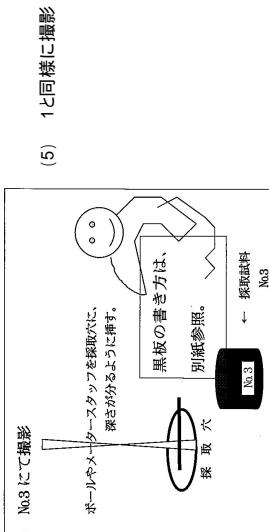
(2) 延長が長い場合
1~5にボーリングを立て、全体を撮影する。
1枚で写真が納まらない場合には、分割可とする。



(3) 各試料採取箇所にて撮影する。
草が繁茂している場合は、採取穴が確認できるように草を刈ること。



黒板の記入例について



地質分析試料採取状況写真用黒板（例）

工事件名	平成○年度 ○○工事 (公表) (その×)
路線・河川・区域名	○○Ⅲ
工事場所	概要図市○地内
試料採取場所	No.1 GL -0.3m
採取日の天候	晴れ、曇り
地質分析試料採取者	
所員	○ ○ ○ ○
氏名	△ △ △ △
採取年月日	平成○○年○月○日
施工者	○○○工業
	立会者 ○○○○

別表1 【溶出量基準】

項目	基 準	測 定 方 法	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.01mg 以下であること	日本工業規格(以下「規格」という。) K0102の55に定める方法	規格 K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	規格 K0102の65.2に定める方法	規格 K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
シマシン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「水質環境基準告示」という。)付表5の第1 又は第2に掲げる方法	規格 K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
シアノ化合物	検液中にシアノが検出されないこと	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1に定める方法を除く)	規格 K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	水質環境基準告示付表5の第1 又は第2に掲げる方法	規格K0102の61に定める方法
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	規格 K0125の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法	規格K0102の34.1に定める方法又は規格 K0102の34.1c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にはあつては、これを省略することができる。)及び水質環境基準告示付表6に掲げる方法
1 , 2 - ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること	規格 K0125の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5 . 3.2に定める方法	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1 , 1 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること	規格 K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
シス - 1 , 2 - ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること	規格 K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1 , 3 - ジクロロプロパン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること	規格 K0125の 5.1、5.2又は 5.3.1に定める方法	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること	規格 K0125の 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
水銀及びその化合物	検液 1 L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀にあつては水質環境基準告示付表1に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「排出基準検定告示」という。)付表3に掲げる方法	排出基準検定告示付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ以外のもの(メチルジメトン及びEPNに限る)の排出基準検定告示付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン 0.01mg 以下であること	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	

別表2【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及び その化合物	土壤 1kgにつきカドミウム150mg 以下であること	日本工業規格K0102(以下「規格」という) 55に定める方法
六価クロム化合物	土壤 1kgにつき六価クロム250mg 以下であること	規格65.2に定める方法
シアノ化合物	土壤 1kgにつき遊離シアノ50mg 以下であること	規格38に定める方法(規格38.1に定める方法を除く。)
水銀及びその化合物	土壤 1kgにつき水銀15mg以下 であること	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「水質環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壤 1kgにつきセレン150mg以下 であること	規格67.2又は67.3又は67.4 に定める方法
鉛及びその化合物	土壤 1kgにつき鉛150mg以下 であること	規格54に定める方法
砒素及びその化合物	土壤 1kgにつき砒素150mg以下 であること 農用地(田に限る)においては、土壤 1kgにつき15mg未満であること	規格34.1に定める方法又は規格34.1C) (注(6)第3文を除く。)に定める方法及 び水質環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素及びその化合物	土壤 1kgにつきほう素4000mg 以下であること	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
銅	農用地(田に限る)においては、土壤 1kgにつき銅125mg未満 であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める 方法

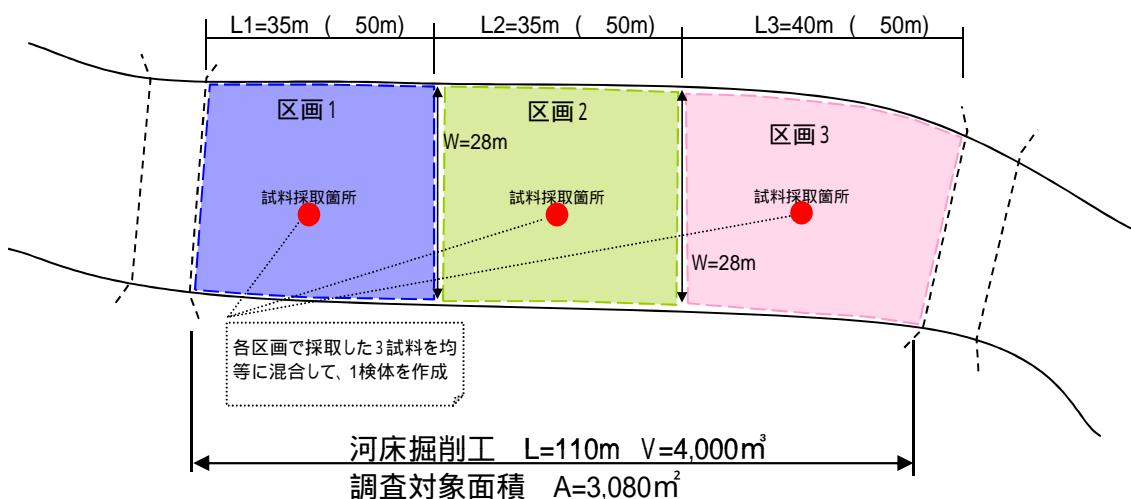
(5) 報告書の作成例

報告書の作成例 (河川工事の場合)

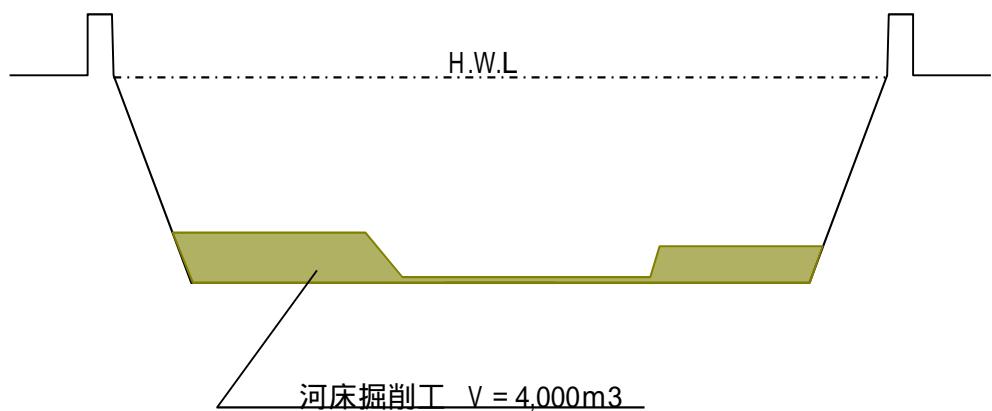
1 調査対象地の位置図 (省略)

調査対象面積 $A = (35m + 35m + 40m) \times 28m = 3,080m^2$

区画図



標準断面図



平成 年 月 日

検定試験 結果証明書

様

分析機関名 環境分析株式会社
 代表者 神奈川 太郎 印
 電話番号 -
 計量証明事業者の登録番号 第01A23456B
 環境計量士 印

平成 年 月 に依頼のあった検体について、溶出量試験については平成15年環境省告第18号、含有量試験については平成15年環境省告示第19号に定める方法により調査した結果以下とおり証明します。

項目		単位	測定値	定量下限値	基準値	合否	検体番号 (N.o1) 検体の総数 (1)	調査方法
溶出量調査	四塩化炭素	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004未満	0.0004	0.004以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1又は5.3.2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.01未満	0.01	0.1以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2又は5.3.2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004未満	0.004	0.04以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2又は5.3.2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002未満	0.0002	0.002以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2又は5.3.1	
	ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2又は5.3.2	
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.01以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.0005未満	0.0005	1以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	
	トリクロロエチレン	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.03以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1又は5.5	
	ベンゼン	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	日本工業規格 K0125 5.1,5.2又は5.3.2	
	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	日本工業規格 K0102 55	
	六価クロム化合物	mg/l	0.02未満	0.02	0.05以下	合	日本工業規格 K0102 65.2	
	シアノ化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	日本工業規格 K0102 38(38.1に定める方法を除く)	
	緑水銀	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.0005以下	合	昭和46年 環告第59号 付表1	
	アルキル水銀	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年環告第59号付表2及び昭和49年環告第64号付表3	
	セレン及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	日本工業規格 K0102 67.2,67.3又は67.4	
	鉛及びその化合物	mg/l	0.005未満	0.005	0.01以下	合	日本工業規格 K0102 54	
	砒素及びその化合物	mg/l	0.001未満	0.001	0.01以下	合	日本工業規格 K0102 61	
	ふつ素及びその化合物	mg/l	0.2	0.2	0.8以下	合	日本工業規格 K0102 34.1又は34.1c)(注6)第3文を除く)及び昭和46年環告第59号付表6	
	ほう素及びその化合物	mg/l	0.2未満	0.2	1以下	合	日本工業規格 K0102 47.1,47.3又は47.4	
	シマジン	mg/l	0.0003未満	0.0003	0.003以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2	
	チオベンカルブ	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	合	昭和46年 環告第59号 付表5第1又は第2	
	チウラム	mg/l	0.0006未満	0.0006	0.006以下	合	昭和46年 環告第59号 付表4	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出	0.0005	不検出	合	昭和46年 環告第59号 付表3	
	有機りん化合物	mg/l	不検出	0.1	不検出	合	昭和49年環告第64号付表1又は日本工業規格K0102 31.1のうちガスクロマトグラ法以外(メチルジメトンは、昭和49年環告第64号付表2)	
含有量調査	カドミウム及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	日本工業規格 K0102 55	
	六価クロム化合物	mg/kg	5未満	5	250以下	合	日本工業規格 K0102 65.2	
	シアノ化合物	mg/kg	2未満	2	50以下(遊離シアノ)	合	日本工業規格 K0102 38(38.1の方法を除く)	
	緑水銀及びその化合物	mg/kg	0.5未満	0.5	15以下	合	昭和46年 環告第59号 付表1	
	セレン及びその化合物	mg/kg	1未満	1	150以下	合	日本工業規格 K0102 67.2,67.3又は67.4	
	鉛及びその化合物	mg/kg	10	5	150以下	合	日本工業規格 K0102 54	
	砒素及びその化合物	mg/kg	5未満	5	150以下	合	日本工業規格 K0102 61	
	ふつ素及びその化合物	mg/kg	100未満	100	4,000以下	合	日本工業規格 K0102 34.1,34.1c)(注6)第3文を除く)及び昭和46年環告第59号付表6	
	ほう素及びその化合物	mg/kg	50未満	50	4,000以下	合	日本工業規格 K0102 47.1,47.3又は47.4	
	銅	mg/kg	1未満	1	125以下	合	昭和47年 総理府令第66号(農用地(田に限る))	
検体の性状	形状	粉体状	色相	茶褐色	臭気		無臭	
	備考	発生場所	市神奈川7丁目 地先	工事名	平成 年度 河川改修工事(県単)			
		請負業社名	建設株式会社	工期	平成 年度 月 日 ~ 月 日			

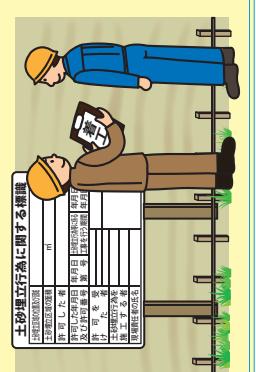
「合否」欄については、測定値が基準値内の場合は「合」を、基準値を超過した場合は「否」を記入してください。

本様式(様式2)の電子データは、神奈川県ホームページ「公共建設発生土の土壤汚染対策」
(URL)<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4330/p30921.html>から入手できます。

実務のポイント～土砂条例～

1 着手届・標識の掲示

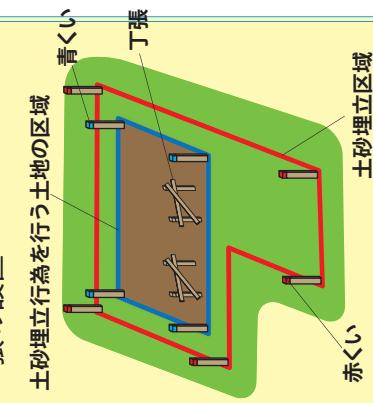
- 着手日の前日までに着手届を提出します。
- 着手日までに標識を掲示し、**2**を実施します。



添
6-2
2

2 くしい・丁張の実施

- 許可図面に従い、次のとおり実施します。
 - ・ 土砂埋立区域を示す赤くいの設置
 - ・ 土砂埋立行為を行う土地の区域を示す青くいの設置
 - ・ 盛土高及び勾配を示す丁張の設置



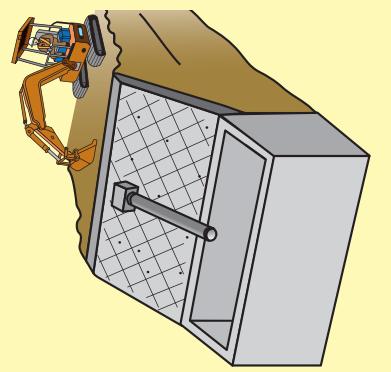
くいとは?
埋立区域等の範囲・境界を示す指標

丁張とは?
土砂の盛土切土を完成させるのに用いる高さ・勾配の指標



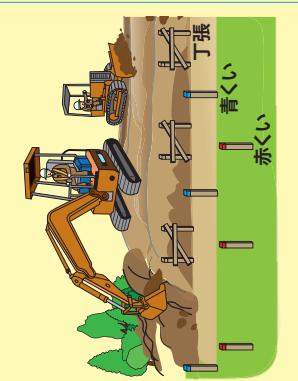
3 準備工事（擁壁・調整池等）の実施

- 土砂の崩壊等を防止するために必要な擁壁・調整池等の設置を**4**の実施前に準備工事として実施します。



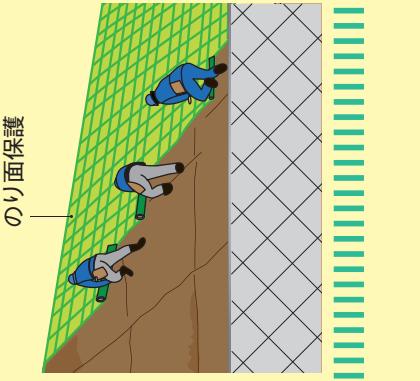
4 盛土工事の実施

- 2**の青くい・丁張に従い許可内容に基づき適正に土砂埋立行為（盛土）を実施します。



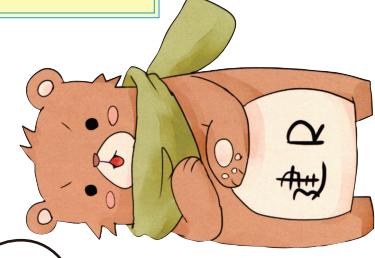
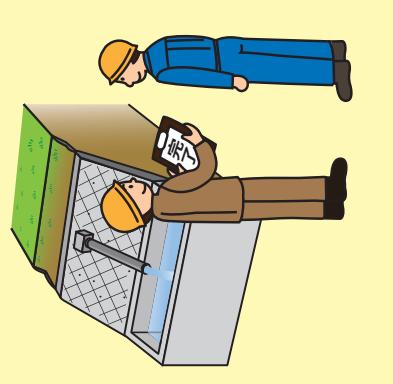
5 のり面保護等の実施

- 4**の実施後、土砂の崩壊等を防止するために必要なのり面保護等を実施します。



6 完了(廃止)届の実施

- 工事の完了（廃止）が適正になされていることを確認し、完了（廃止）の日から20日以内にその旨の届出を実施します。



土砂埋立行為中の土地所有者の義務とは？

少なくとも3月に1回の施工状況確認・許可の内容と明らかに異なる場合の報告・災害発生等通報の義務があります。

1～6定期報告の実施

- 1**～**6**の期間中3月間ごとに、搬入した土砂の数量等所定の事項を県に定期報告します。

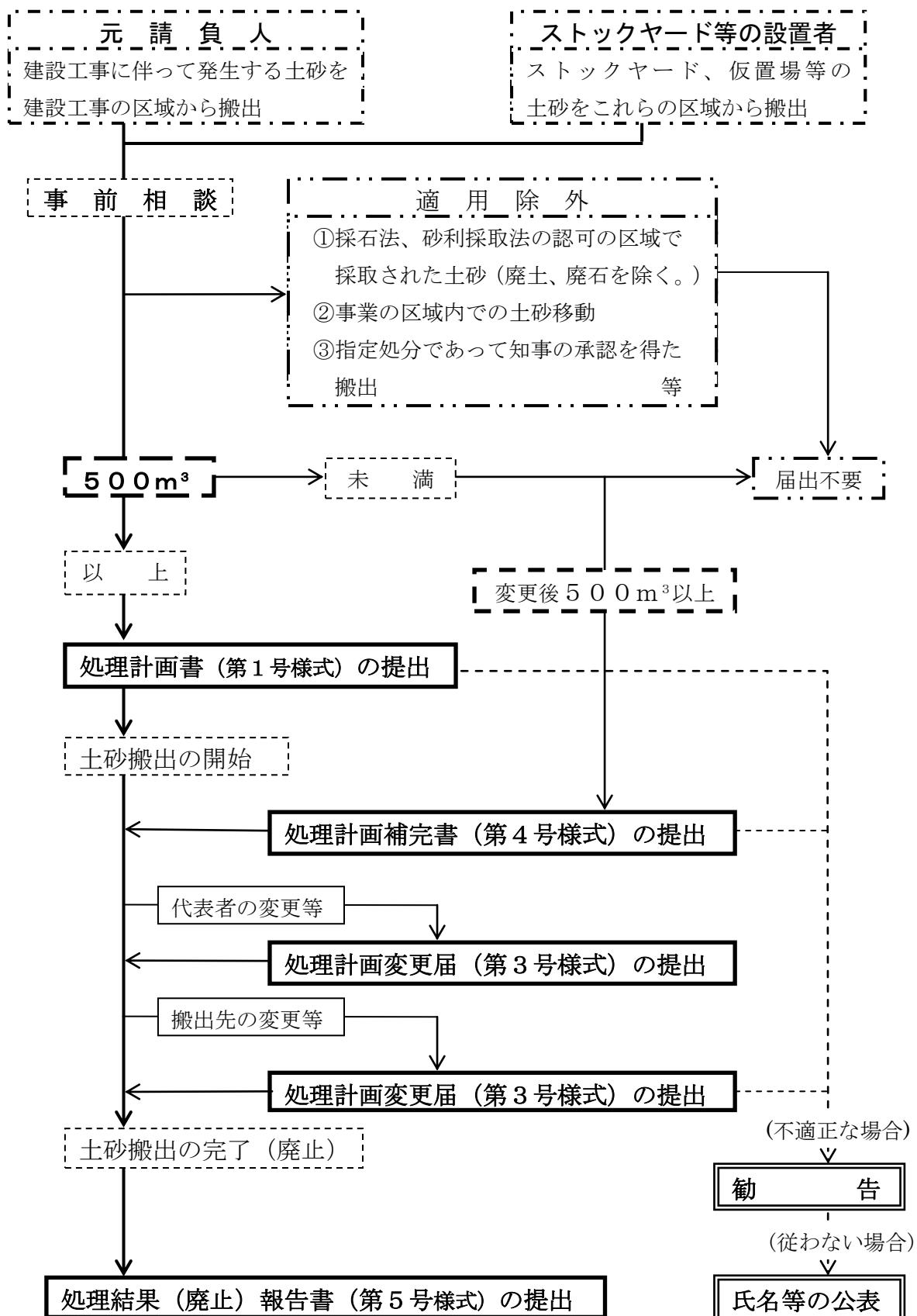
標識とは?
土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、氏名等の事項を記した掲示板

くいとは?
埋立区域等の範囲・境界を示す指標



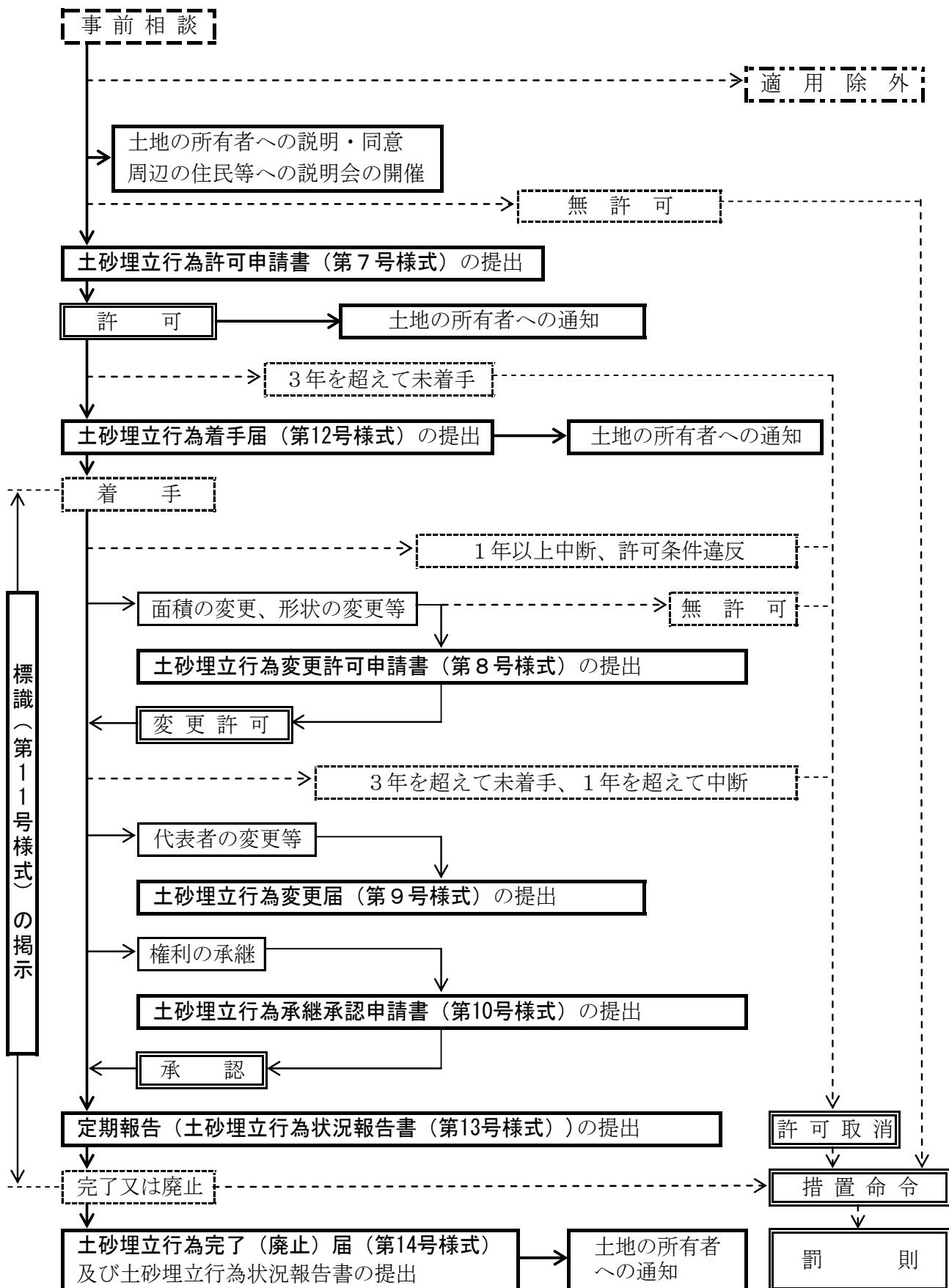
『みんなで進めようかながわの建設リサイクル!!』 ブックレット(<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/>)抜粋

土砂の搬出 手続の流れ



※ 届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合には、罰則が適用されます。

土砂埋立行為許可手続の流れ



〈問い合わせ及び書類提出先〉（土砂条例）

問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町 1-56-5 Tel 046-853-8800	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 Tel 0463-22-2711	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2-7-1 Tel 0466-26-2111	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川 町
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町 2-28 Tel 046-223-1711	厚木市 愛川町 清川村
厚木土木事務所 東部センター 許認可指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 1-11-3 Tel 0467-79-2800	海老名市 綾瀬市 大和市 座間市
厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課	〒252-0157 相模原市緑区中野 937-2 Tel 042-784-1111	相模原市
県西土木事務所 許認可指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 Tel 0465-83-5111	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町 5-2-58 Tel 0465-34-4141	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原 町
横浜川崎治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20 Tel 045-411-2500	横浜市
横浜川崎治水事務所 川崎治水センター 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田 4-25-1 Tel 044-932-7211	川崎市
建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	〒231-0023 横浜市中区山下町 32 神奈川県横浜合同庁舎 3階 Tel 045-285-3203	条例全般についての問い合わせ

注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所（センター）へお問い合わせください。

秦野市、伊勢原市、南足柄市、相模原市の区域では、2,000 平方メートル以上の土砂埋立行為許可是市の条例が適用されますので、それぞれの市にお問い合わせください。

※ 建設リサイクル課ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0722/>

○ 様式一覧

マニュアル ページ	様式名	根拠等
1-2	工程表	工事執行規則<第1号様式>
1-19	設計図書等との不一致等の確認について	公共工事標準請負契約約款<第12号様式>
1-21	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式2号>
1-25	現場代理人設置(変更)届	工事執行規則<第3号様式>
1-26	主任技術者設置(変更)届	工事執行規則<第4号様式>
1-27	経歴書	公共工事標準請負契約約款<第3号様式>
1-28	前払金請求書	財務規則運用<第71号様式>
2-3	工事打合簿	公共工事標準請負契約約款<第2号様式>
2-7	コンクリート塊等搬入(変更)証明書	コンクリート塊等の処理及び建設サイクル資材に関する事務取扱要領<第8号様式>
2-8	コンクリート塊等搬入完了報告書	コンクリート塊等の処理及び建設サイクル資材に関する事務取扱要領<第9号様式>
2-9	建設リサイクル資材利用(変更)計画書	コンクリート塊等の処理及び建設サイクル資材に関する事務取扱要領<第10号様式>
2-10	建設リサイクル資材利用報告書	コンクリート塊等の処理及び建設サイクル資材に関する事務取扱要領<第11号様式>
2-11	建設発生木材等搬入(変更)証明書	建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領<第10号様式>
2-12	建設発生木材等搬入完了報告書	建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領<第11号様式>
2-13	建設発生土のお知らせ	建設発生土の搬出先への情報提供について(通知)<様式3>
2-18	工事材料検査申請書	工事執行規則<第5号様式>
2-19	材料検査(確認)願	公共工事標準請負契約約款<第24号様式>
2-24	段階確認書	土木工事共通仕様書
2-34	確認・立会願	土木工事共通仕様書
2-38	ディーゼル車の排ガス規制に伴う運行状況確認票	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
4-4	工期の延長について	公共工事標準請負契約約款<第15号様式>
4-5	工事履行報告書	公共工事標準請負契約約款<第23号様式>
4-8	工事週間工程表	土木工事書類作成マニュアル
6-2	支給材料(貸与品)受領書(借用書)	公共工事標準請負契約約款<第10号様式>
6-3	支給材料(貸与品)返納書	公共工事標準請負契約約款<第11号様式>
6-4	現場発生品調書	土木工事共通仕様書
7-4	工事完成届	工事執行規則<第6号様式>
7-5	引渡書	公共工事標準請負契約約款<第20号様式>
7-6	建設業退職金共済関係提出書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式1号>
7-8	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書	建設業退職金共済制度の普及徹底について(通知)<様式3号>
7-11	出来形検査申請書	工事執行規則<第8号様式>
7-12	出来高払請求書	財務規則の運用<第72号様式>
8-2	確認請求書	中間前金払の実施について(通知)<別紙1>
8-3	確認調書	財務規則の運用<第70号様式>
9-1	工事目的物の使用について(協議)	公共工事標準請負契約約款<第21号様式>
9-2	工事目的物の使用について(同意)	公共工事標準請負契約約款<第21号様式の2>
添2-14	施工体制台帳(作成例)	土木工事共通仕様書
添2-15	再下請負通知書(作成例)	土木工事共通仕様書
添2-16	施工体系図(作成例)	土木工事共通仕様書
添2-17	工事担当技術者台帳(作成例)	土木工事共通仕様書

※ 上記様式については、神奈川県のホームページ(神奈川県公共工事における土木工事書類作成マニュアルについて)に掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f490113/p12755.html>